

美作市地域福祉計画

第 3 期

(2024 年度～2028 年度)

2024 年 4 月
岡山県美作市

目 次

I. 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画の位置付けと法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

II. 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	美作市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2	聞き取り調査などから見えた美作市の地域福祉の現状と課題	
	（1）地区ケア会議（福社会議）の聞き取り調査結果・・・・・・・・	20
	（2）団体ヒアリングのまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3	第2期計画における取り組みの成果と課題・・・・・・・・	30

III. 計画の基本的な考え方

1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3	計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	美作市地域包括ケアシステム イメージ図・・・・・・・・	38

IV. 計画の内容

1	地域福祉に対する理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2	地域力の強化・育成・・・・・・・・・・・・・・・・	42
3	利用者のための福祉サービス提供体制の整備・・・・・・・・	48
4	誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進・・・・・・・・	53

V. 計画の進捗管理

1	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
---	-------------------------------	----

資料編

1	美作市地域福祉計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・	67
2	美作市地域福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・	68
3	美作市地域福祉計画策定委員会規則・・・・・・・・	69

I. 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

現在、わが国においては、少子高齢化の急速な進展により、様々な生活課題が生まれています。こうした生活課題は、美作市(以下、「本市」とする)においても同じであり、孤立死や老老介護、認知介護、高齢者虐待などの「高齢者問題」、ヤングケアラーや不登校、母子・父子世帯、育児不安などの「子どもの問題」、療育支援、親亡き後の問題、働く場などの「障がい児・者問題」、相対的貧困などの「生活困窮者問題」、8050問題やダブルケアなどの既存の制度の対象とならない「制度の間の問題」など、多様化・複雑化した様々な地域生活課題が生まれており、さらに個人や世帯が複数の問題を抱えた「複合化」の特徴を持っています。

このように、これまでのような分野ごとの支援では対応しきれない状況が出現してきており、分野を超えた丸ごと支援が必要となっています。また、こうした生活課題を抱える人や世帯の多くが、地域とのつながりの希薄な「社会的孤立」の状態であるとともに、生活問題を本人や家族だけで抱え込み、問題の発見が遅れる「問題の潜在化」の状態ともなっています。このような地域生活問題の状況や特徴を踏まえ、従来の制度・分野ごとの「縦割り」支援の在り方を変え、分野を超えて連携・協働支援して行く新たな体制(包括的相談支援体制)づくりが急務となっています。また「社会的孤立」状態を無くし、全ての人が住み慣れた地域で、役割を持ち、支え合いながら、生きがいを創り高め合い、共に生活していける「地域共生社会」の実現が求められています。こうした地域づくり、暮らしづくりのためには、地域住民の「お互い様意識」に基づく主体的参画をはじめ、福祉、医療、保健、介護、教育、住宅、雇用・就労、司法などの様々な専門機関・団体・職種とともに企業・商店、農業・文化・スポーツなどの民間団体との幅広い連携・協働の「オール美作」の体制づくりが必要となります。

本市では、支援を必要としている人や世帯の早期発見と早期支援、連携・協働支援の仕組みとして、「美作市地域包括ケアシステム」を構築し、地域福祉支援に取り組んできました。

こうした中、平成26年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指しておこなう」(第4条の1)ことが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や地域福祉を推進するために必要な支援を一体的かつ包括的に提供する「重層的支援体制整備事業」の創設が規定されました。(106条の3)

こうした国の動きと本市における地域生活問題の現状を踏まえ、これまで取り組んできた「美作市地域包括ケアシステム」のさらなる充実・強化に取り組むとともに、その主たる柱として、「属性を問わない相談支援」(断らない相談支援)、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の充実をめざす必要があります。

以上のことから、本市においては、第2期地域福祉計画が令和5年度に終了するため、これまでに本市で構築した仕組みや、取り組んできた施策を活かしつつ、現状およびこれからをみつめ、より一層地域福祉を推進していくための計画として、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間を計画期間とした「第3期美作市地域福祉計画」(以後、「本計画」とする。)を策定し、全ての市民が笑顔で暮らせる地域共生社会実現に向けた暮らしづくり、地域づくりをめざしていきます。

2 計画の位置付けと法的根拠

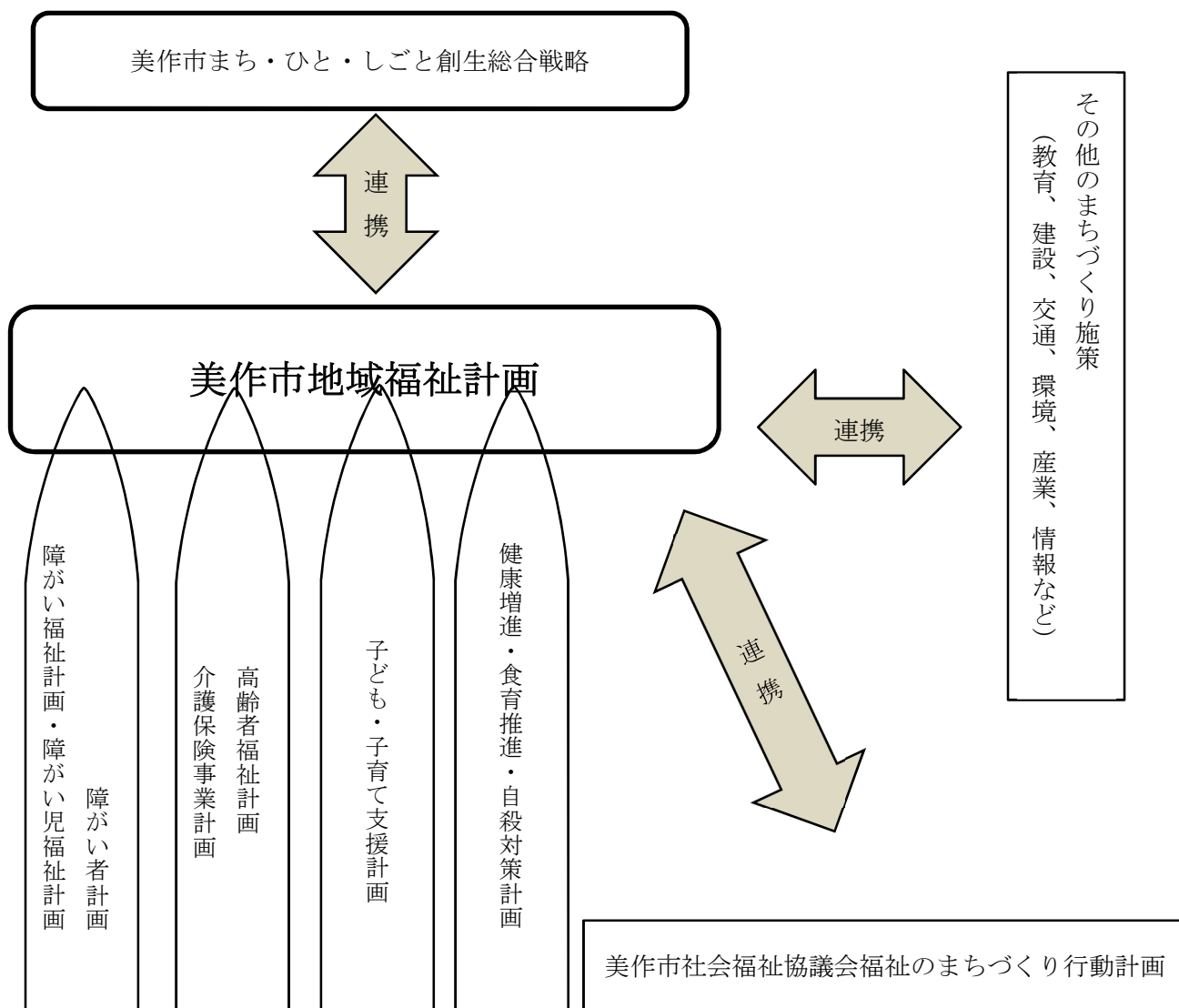
(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉推進の「理念」と「目標」や「しくみ」、「取り組み」を示すものです。

(2) 関連計画との関係

地域福祉の総合的な計画と位置付け、保健福祉分野の個別計画である「美作市障がい者計画」、「美作市障がい福祉計画」、「美作市障がい児福祉計画」、「美作市高齢者福祉計画・美作市介護保険事業計画」、「美作市子ども・子育て支援計画」、「美作市健康増進・食育推進・自殺対策計画(みまさか心とからだの健康推進計画)」、「美作市重層的支援体制整備事業実施計画」などの福祉、保健分野の個別計画との共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけます。

また、その他の関連計画や美作市社会福祉協議会が策定した「福祉のまちづくり行動計画」とも整合・連携しながら計画を進めていきます。



◆社会福祉法（関係条文抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

２ 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービス

に関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

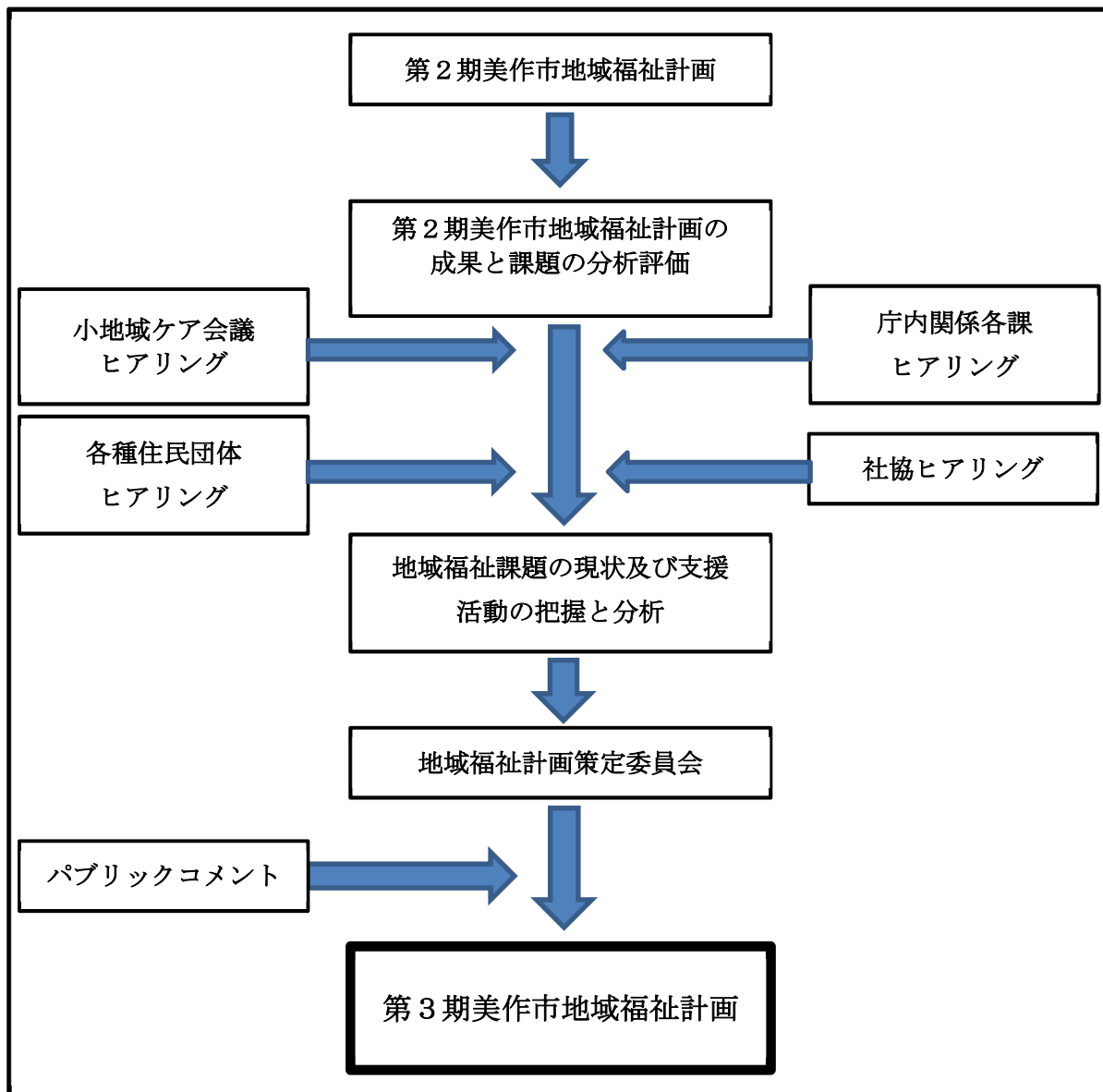
3 計画の期間

本計画は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間を計画期間とします。

美作市の関連計画															
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)
美作市障がい者計画	第1次 (2015)	(2006~	第2次 (2016~2020)					第3次 (2021~2026)							
美作市障がい福祉計画 美作市障がい児福祉計画	第3期	第4期、			第5期		第6期		第7期 策定中						
				第1期		第2期		第3期 策定中							
美作市高齢者福祉計画 美作市介護保険事業計画	第5期	第6期			第7期 (2018~2020)		第8期 (2021~2023)		第9期 策定中						
美作市次世代育成支援 地域行動計画	H22~ H26														
美作市子ども・ 子育て支援計画		(2015~2019)				第2期 (2020~2024)									
美作市健康増進・ 食育推進計画	H22~ H26	後期 (2015~2019)													
美作市健康増進・食育推 進・自殺対策計画 「みまさか心とからだの健 康推進計画」							2020年(令和2年)度から2029年(令和11年)度まで								
美作市地域福祉計画	第1期				第2期 (2019~2023)				第3期 (2024~2028) 案						

4 計画の策定体制

本計画策定にあたって、次の取り組みと体制により計画内容の協議を進め、策定を行いました。



① 策定委員会の開催

計画を検討する場として「美作市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の審議、検討を行います。

② 団体ヒアリング

福祉関係団体を対象に、各団体の抱える要望や問題を把握するための調査を実施します。

③ 地区社協地区ケア会議

地域福祉の現状に対する意見や課題を話し合う「地区ケア会議」において、地域ごとの特徴や、各地域に共通する課題を明らかにします。

④ パブリックコメント

美作市地域福祉計画策定委員会において検討し、作成した計画素案を市民に公表し、広く意見を求めます。

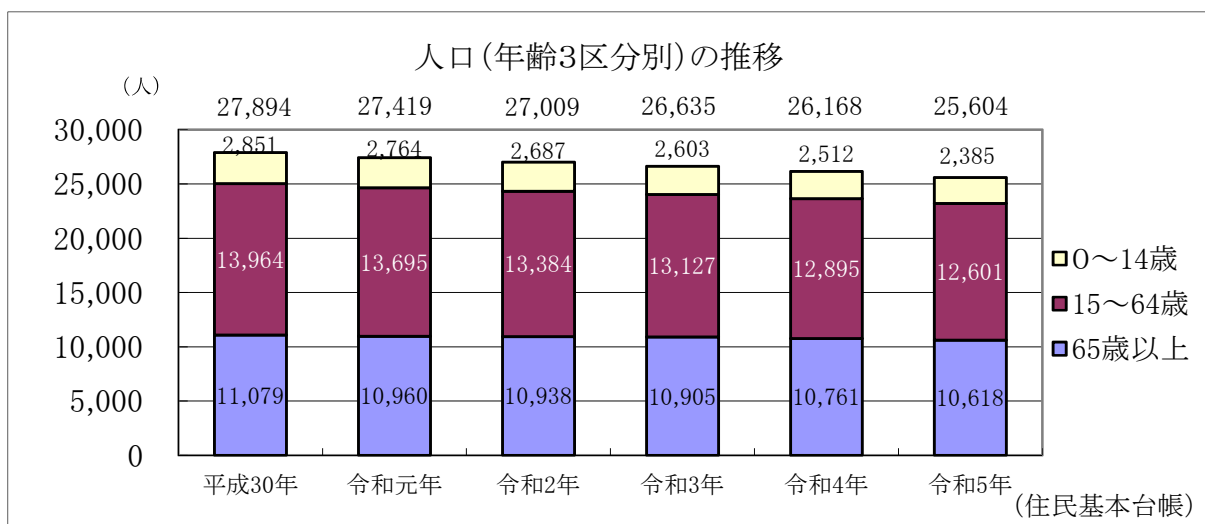
Ⅱ．地域福祉を取り巻く現状と課題

1．美作市の状況

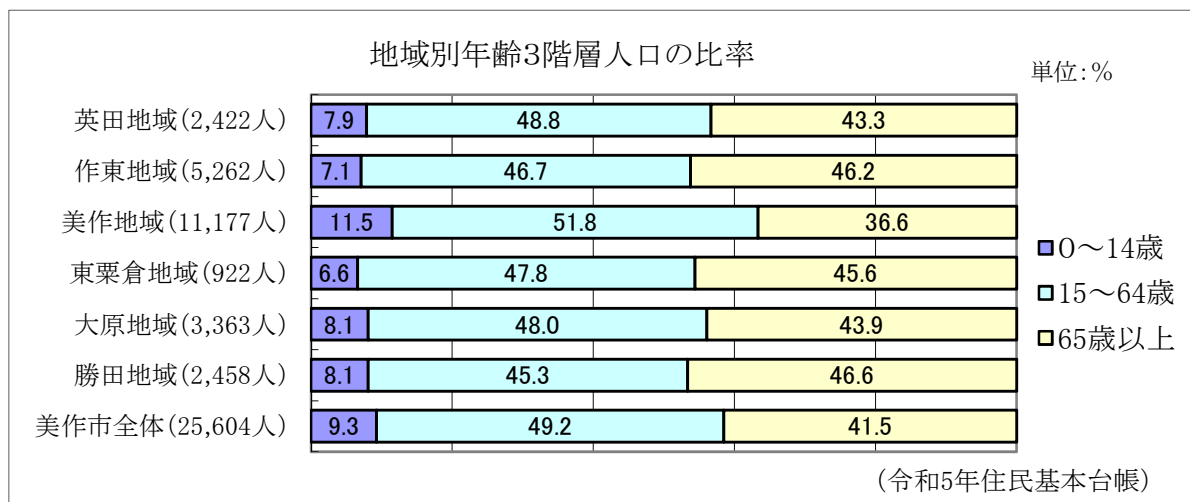
①人口の状況

本市の人口は、令和 5 年では 25,604 人で、減少傾向が続いており、平成 30 年の人口に比較して 2,290 人（8.2％）の減となっています。

また、年齢 3 区分別人口では、「0～14 歳」の年少人口は 16.3％の減、「15～64 歳」の生産年齢人口は 9.8％の減、「65 歳以上」の老年人口は 4.2％の減となっており、3 区分人口ともに減少しています。

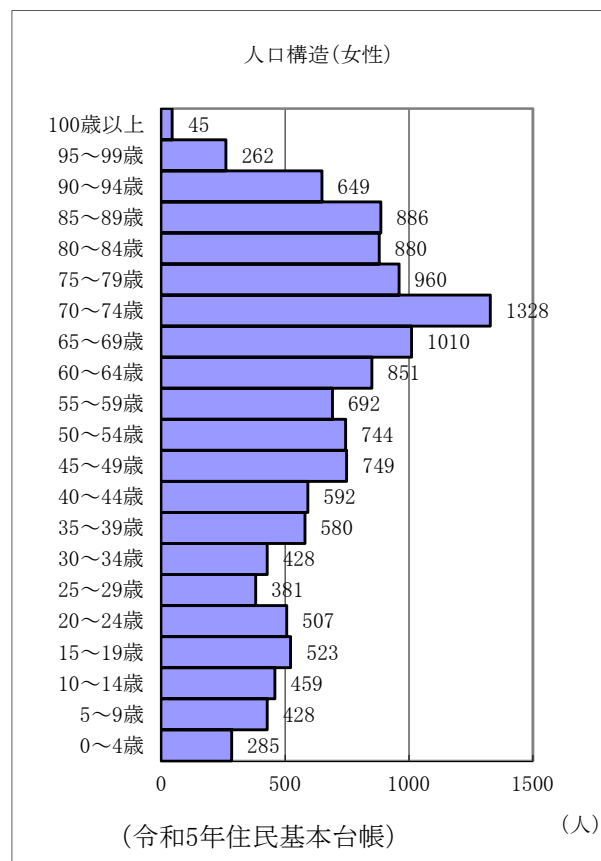
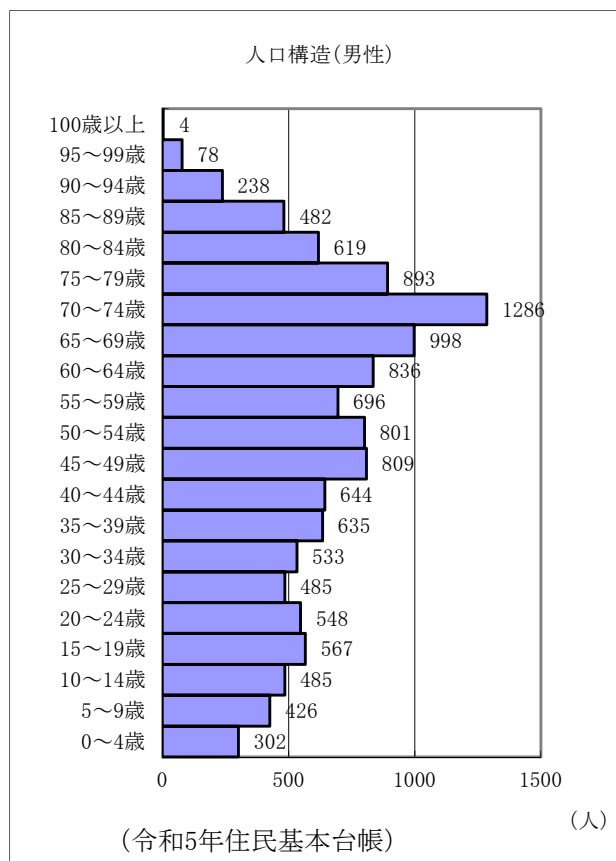


地域別の年齢 3 階層人口比率（令和 5 年）をみると、美作地域以外は 1 割未満となっており、老年人口比率は、全地域が 30％を超えており、少子高齢化が進んでいます。



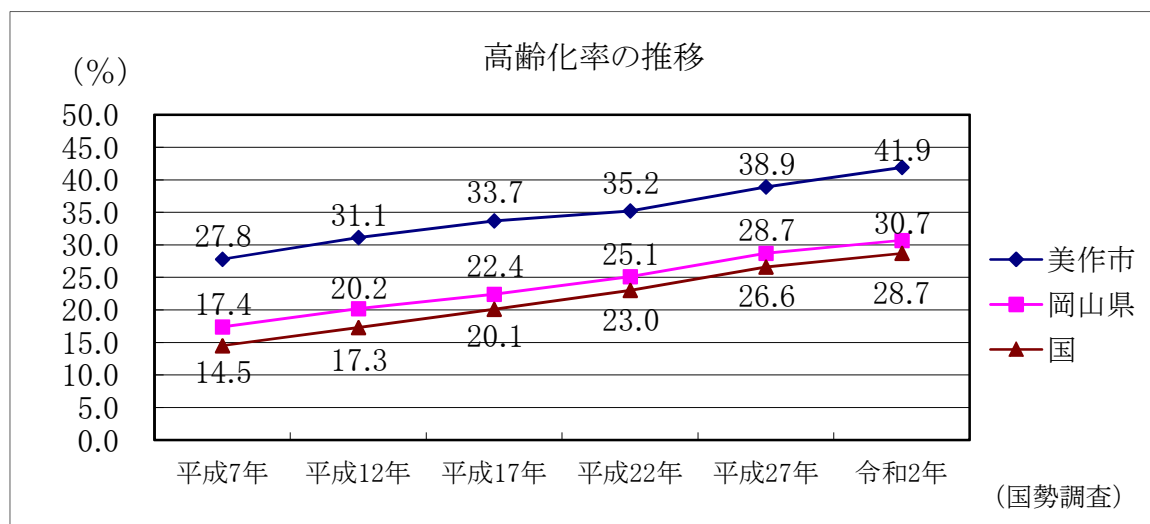
②人口構造の状況

本市の人口構造では、男女ともに年少人口が減少している一方で、団塊世代である70歳以上の人口が多くなっています。本計画期間中である令和7年（2025年）にこの団塊世代が後期高齢者（75歳）となるため、高齢者支援施策の充実が必要となっています。次に40歳代・50歳代である団塊世代の子どもたち（団塊ジュニア）の人口も多く、この世代が高齢者となる令和22年（2040年）に向けての備えも求められます。



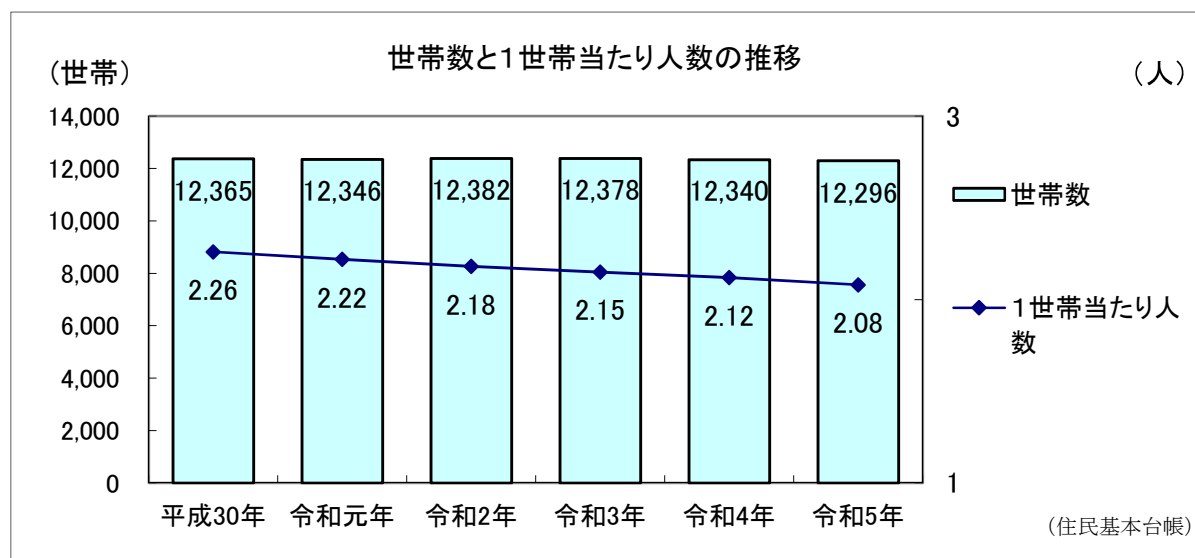
③高齢化率の状況

高齢化率は、40%を超え、令和2年で41.9%となっており、国、県と比較して大きく進行しています。



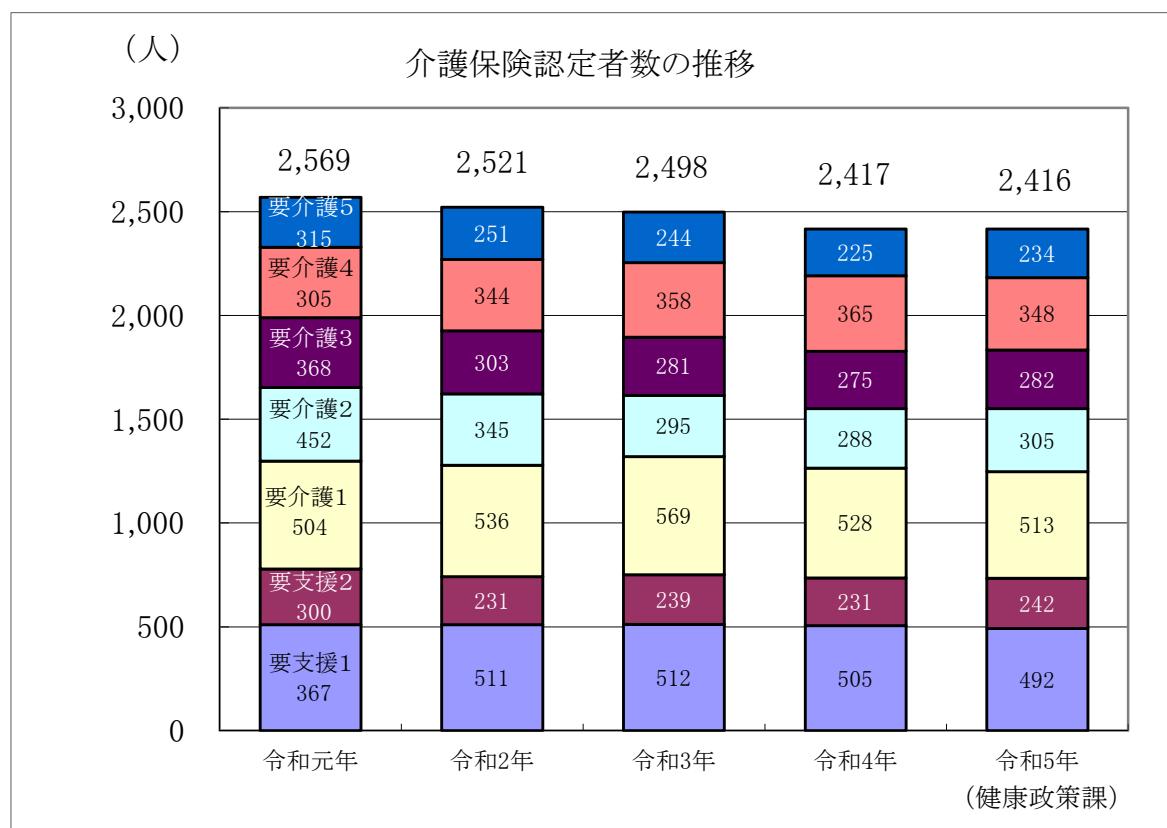
④世帯数の状況

本市の世帯数は、令和5年には12,296世帯で減少傾向が続いており、平成30年の世帯数に比較して69世帯(0.6%)の減となっています。1世帯当たり人数は、令和5年で2.08人と減少傾向が続いています。



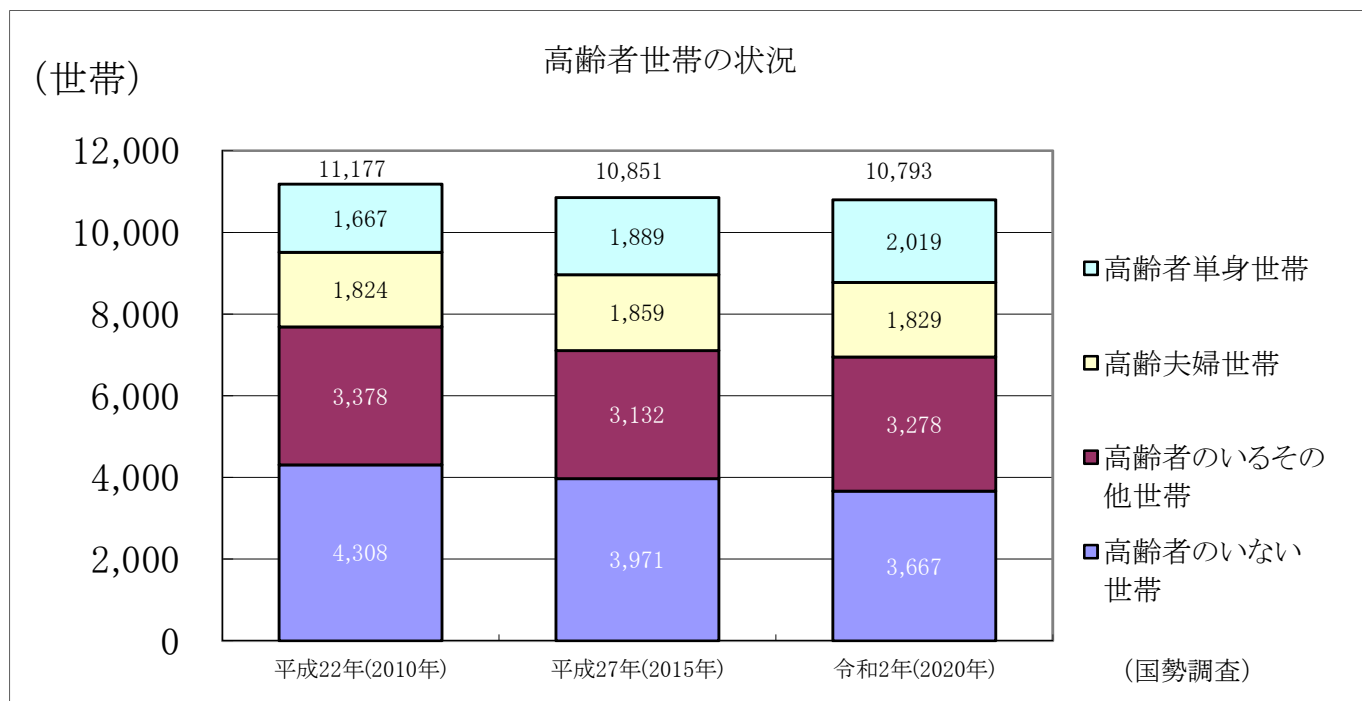
⑤介護保険認定者数の状況

介護保険認定者は、高齢者人口の減少もあり、令和元年から令和５年にかけて１５３人の減少になっています。その中でも認知症の人の増加と要支援１・２と要介護１の軽度の要介護者が増加（要介護者の５１.６％）しており、認知症の人への支援の充実とともに介護予防の取り組みが必要となっています。



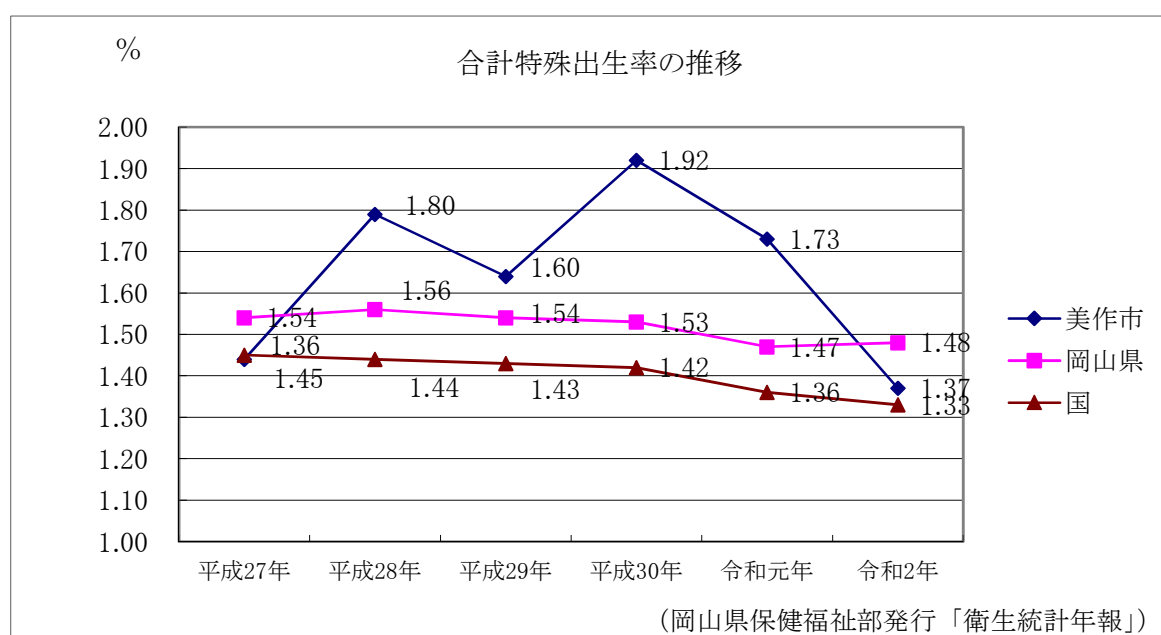
⑥高齢者世帯の状況

総世帯数が減少する中、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加しています。このことから、孤独死や老老介護、認知介護などの問題が生まれており、こうした問題への対策が必要となっています。



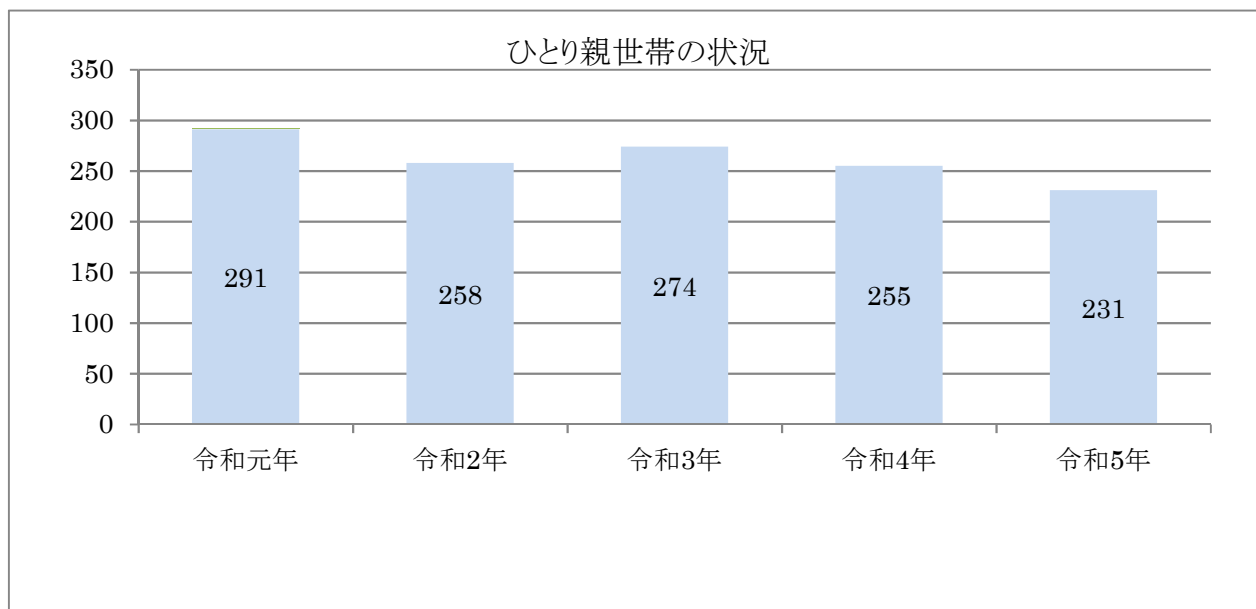
⑦合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）の状況

合計特殊出生率は、平成30年の1.92をピークに減少しており、令和2年では1.37と全国と比べると高いものの、岡山県に比べ低くなっています。こうした状況から、安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境づくりが必要となっています。



⑧ひとり親世帯（児童扶養手当現況届出世帯数）の状況

ひとり親世帯（児童扶養手当現況届出世帯数）は、令和 5 年には 231 世帯で減少傾向となっています。



（子ども政策課）

⑨障がいのある人の状況

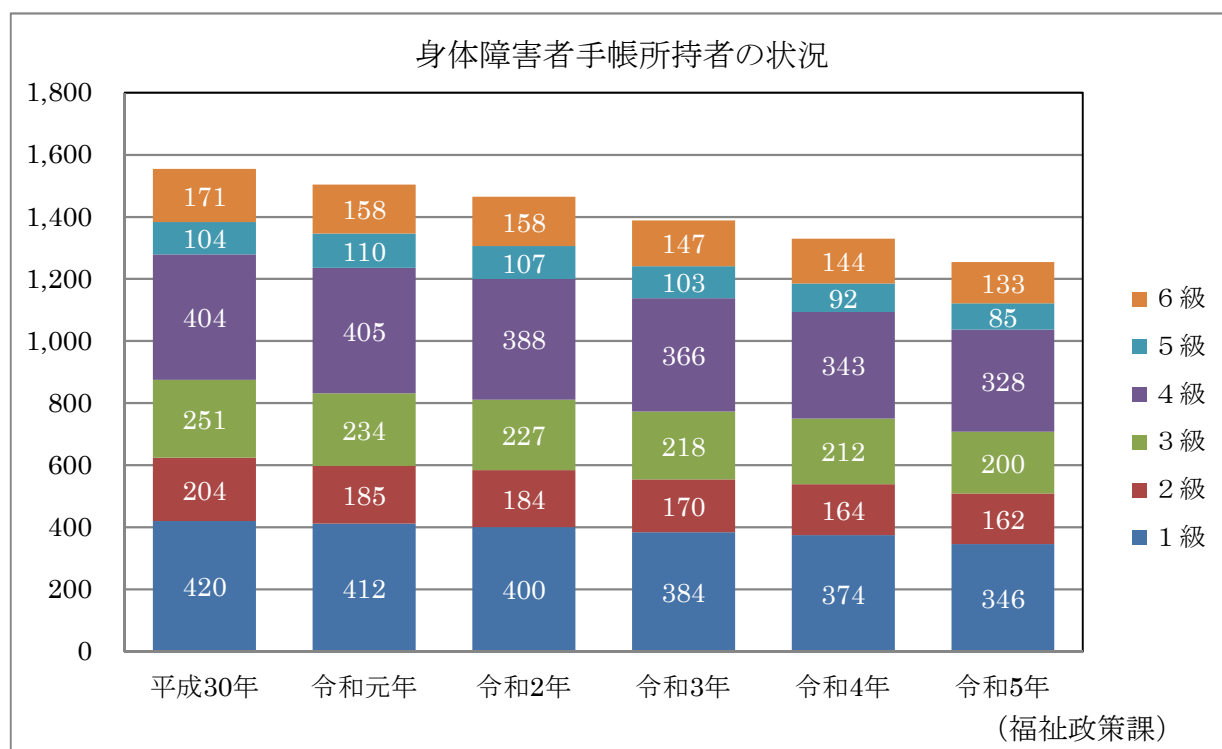
障がいのある人（障害手帳所持者）の数は、令和 5 年 3 月末現在 1,828 人で、総人口の 7.1%を占めています。その 69%を身体に障がいのある人が占めています。

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
身体障害者手帳所持者	1,554	1,504	1,464	1,388	1,329	1,254
療育手帳所持者数	327	338	343	342	359	371
精神障害者保健福祉手帳所持者	126	137	149	167	184	203
計	2,007	1,979	1,956	1,897	1,872	1,828

（各年 3 月末福祉政策課資料）

◇身体障がい児・者の状況

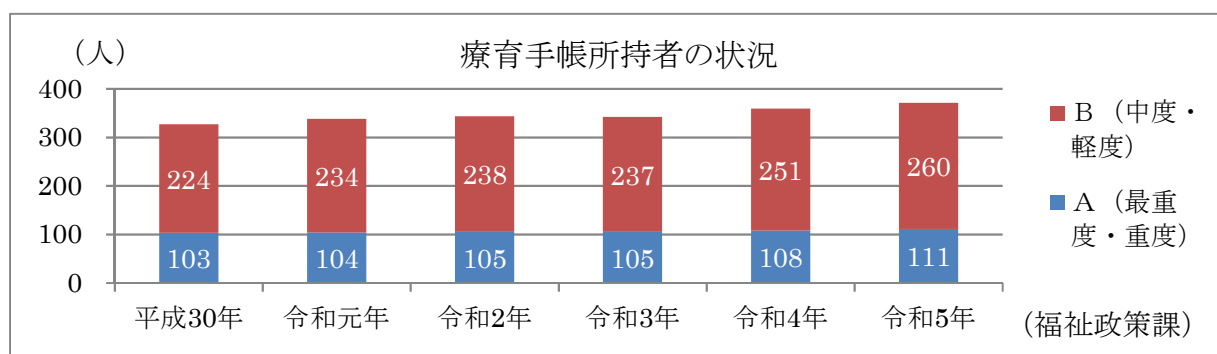
身体障がいのある人の数は、減少傾向にあります。障害等級が 1 級・2 級の人が 40.5%と多くを占めていますが、軽度障がいの人も多く、就労支援などの社会参加支援が必要となっています。



注) 障がいの程度によって1級から6級に区分され、数字が小さいほど程度が重くなります。

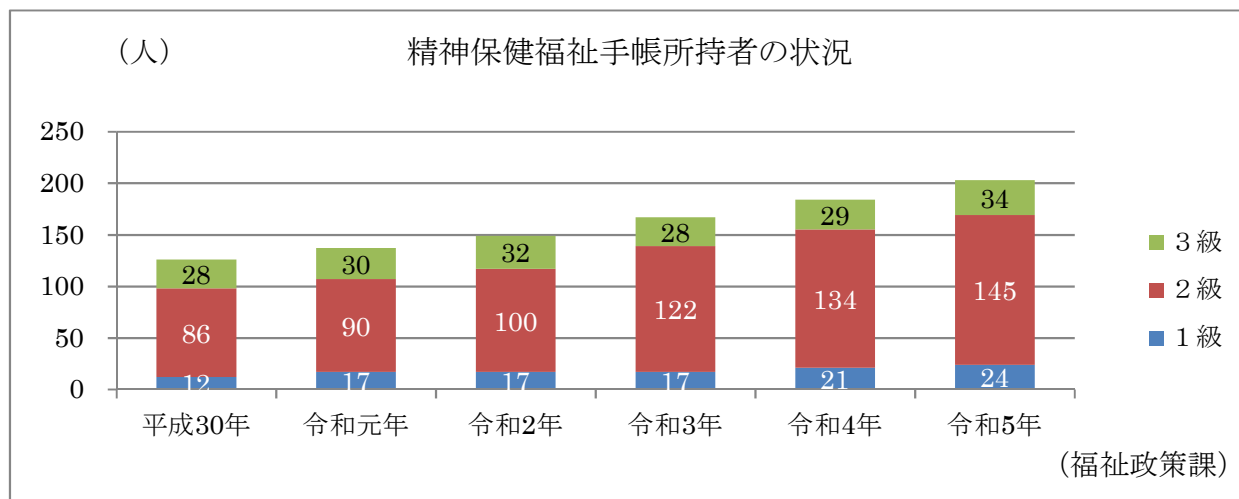
◇知的障がい児・者の状況

知的障がいのある人の数は増加傾向となっています。障害程度A（最重度・重度）の人の数は、ほぼ横ばいですが、B（中度・軽度）の人の数は、増加傾向にあります。



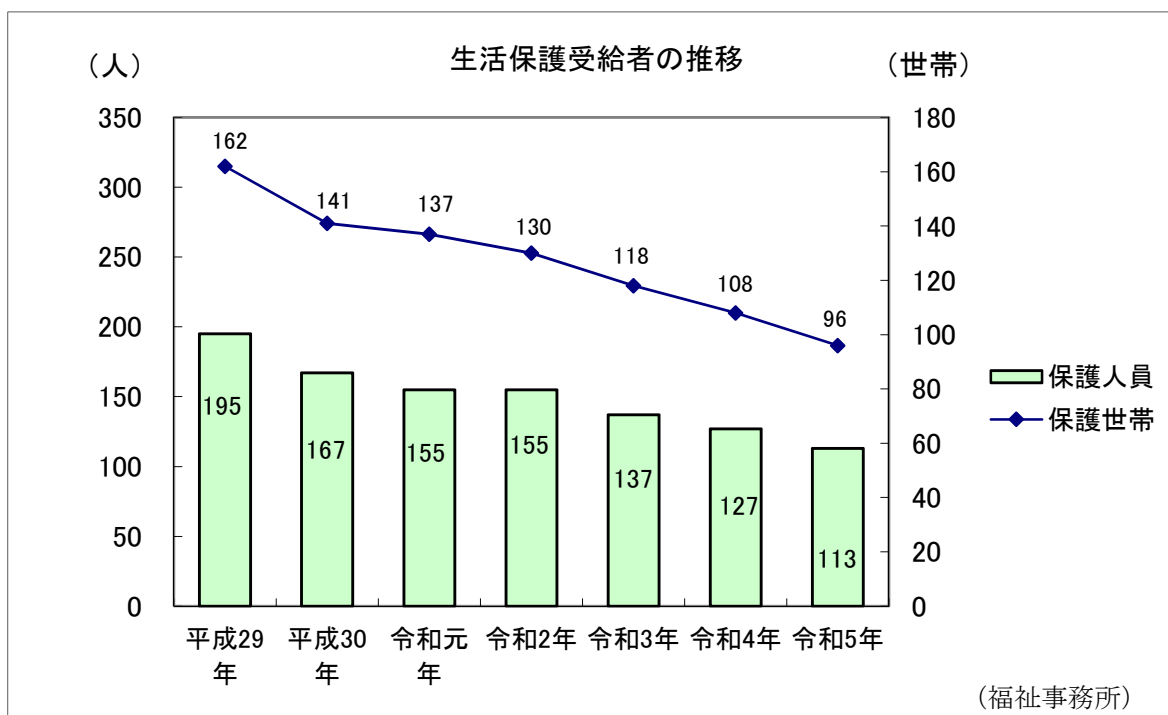
◇精神障がい者の状況

精神障がいのある人の数は、徐々に増加しています。特に障害程度2級の人が増えています。しかし、精神保健福祉手帳を所持していない人も多く、精神障害のある人はもっと多いと推測されます。このため、心の健康づくりへの取り組みとともに精神障害のある人への正しい理解の推進による社会参加への支援が必要となっています。

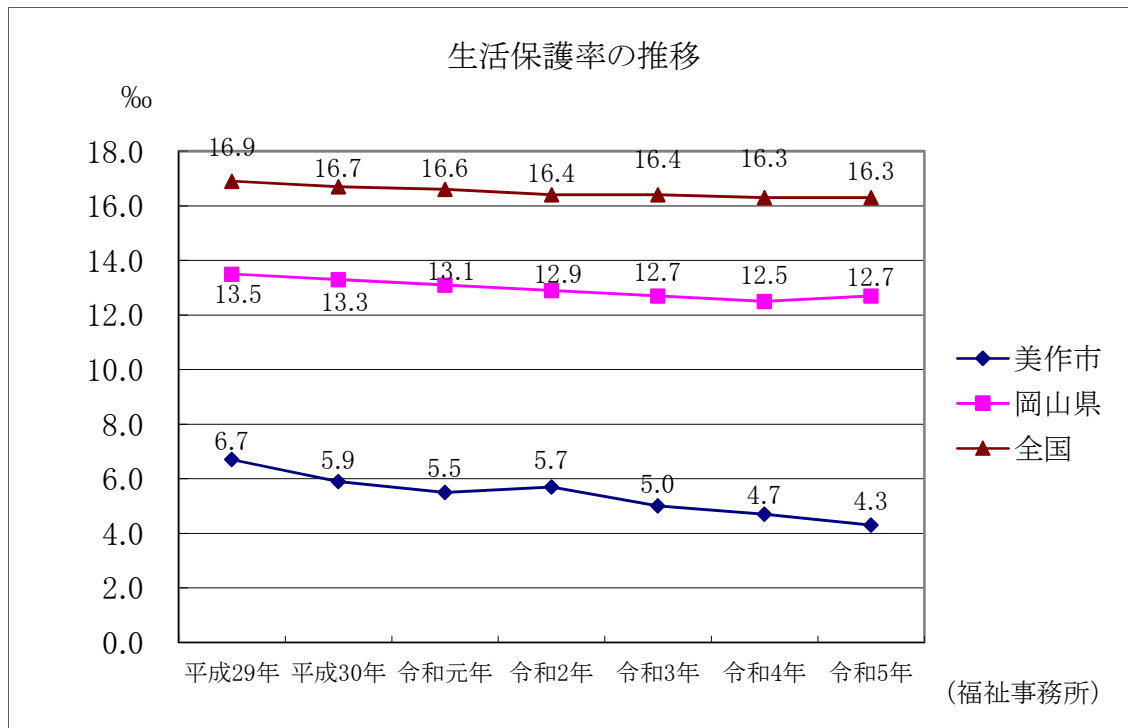


⑩生活保護受給者の状況

生活保護の状況は、平成29年から減少しています。令和5年では96世帯（113人）となっており、平成29年の162世帯に比べ、40.7%の減となっています。



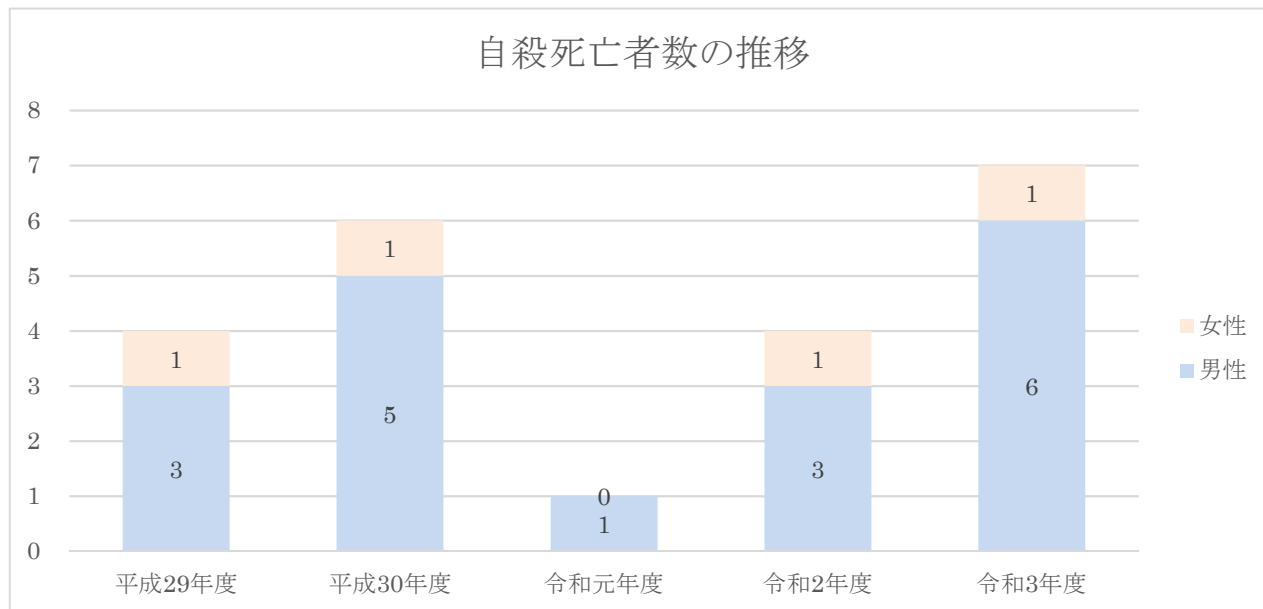
生活保護率は、令和5年で4.3‰であり、岡山県12.7‰、全国16.3‰の生活保護率を下回っており、減少の傾向にあります。（単位；‰＝千分率）



このように生活保護受給者数及び保護率も減少傾向となっていますが、これは、コロナ禍における生活福祉資金の貸付け（コロナ特例貸付）により、生活保護の受給者が減少したと推測され、生活困窮者が減少したとは言えず、生活保護受給世帯を含めた生活困窮者・世帯への自立支援の取り組みは今後もより一層必要となっています。

⑪自殺死亡数の状況

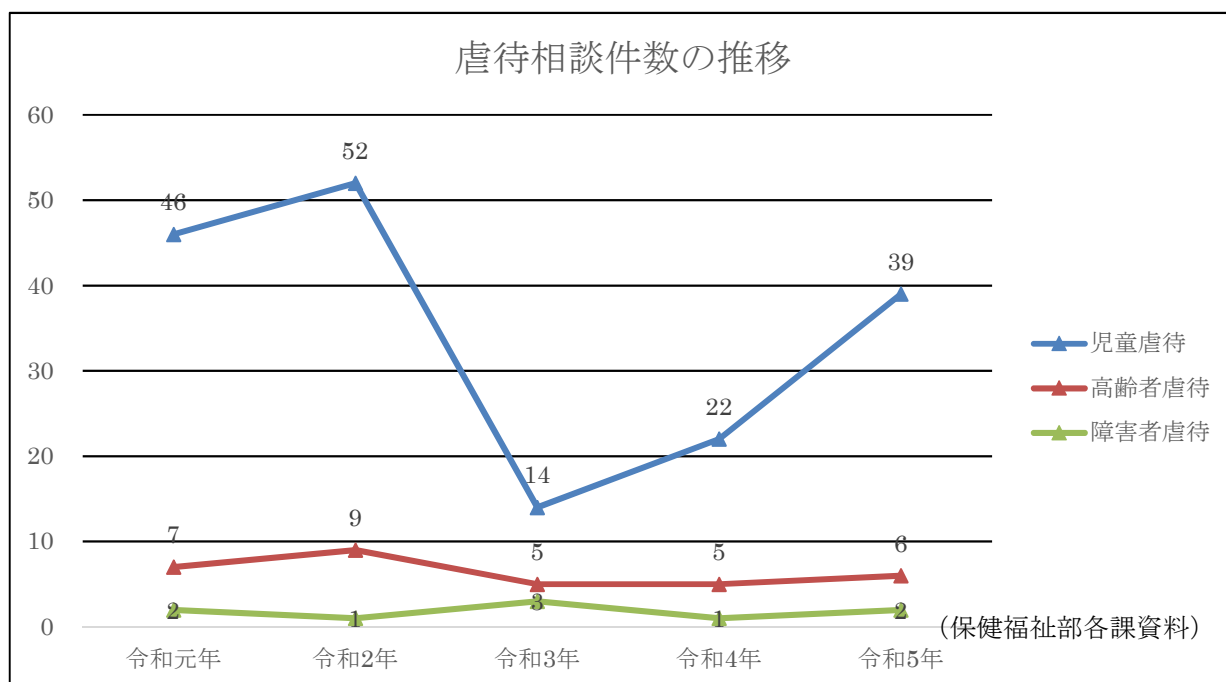
本市の自殺者数は、近年増減を繰り返していたものが、直近 3 年は上昇に転じています。男女を比べると、男性自殺者の方が多い状況です。



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より)

⑫虐待通報件数の推移

本市の児童、高齢者、障害者虐待通報件数の推移を見ると、高齢者、障害者虐待通報件数は横ばいであり、児童虐待通報件数は直近 3 年は増加傾向にあります。



2 聞き取り調査などから見た美作市の地域福祉の現状と課題

(1) 地区ケア会議（福社会議）の聞き取り調査結果

(1) 地区ケア会議での地域生活課題について

各地区の地域福祉活動の現状と生活課題を把握するため、各地区の地区ケア会議（福社会議）に聞き取りを行いました。25 地区社協の会議に参加し、370 人を越える参加者が、地域での生活課題について、協議を行った内容について、テーマごとに整理しました。

その結果、以下のことが見えてきました。

① 担い手不足・後継者不足

聞き取り調査の結果、どの地区も「担い手不足、後継者不足」の課題があげられました。

- ・サロン活動実施の担い手が不足し、サロン活動に負担感を感じ、解散するサロンがある。
- ・サロンや体操教室の活動助成金申請事務に負担感を感じる。
- ・区長、愛育委員、栄養委員、老人クラブなどの役職を少人数で回している。
- ・区長、愛育委員、栄養委員、老人クラブなど役員の高齢化がすすみ、なり手がいない。
- ・愛育委員、栄養委員になったら次にいつ引き継げるか見通しが立たない。
- ・若い世代の協力をもらうためには、年配者がしっかりサポートしないといけない。
- ・担い手が少なく、特に若い世代が減少している。

② 高齢化の進行

高齢化と人口減少の進行により様々な地域問題が生まれています。

- ・少子高齢化で地区の人口が減少している。
- ・一人暮らし高齢者が増えた。
- ・高齢者が亡くなり、空き家が増えている。
- ・現在地域活動を担っているメンバーが5年後には高齢者になり、今後さらに高齢者に関わらず福祉課題は増えると思う。
- ・地域の10年後が想像できない。悲観的な話ししかできず、前向きな気持ちになれない。
- ・2025年問題については認識しており、対策を考えてきたが、より厳しい現状が迫っていると感じる。

③ 地域福祉活動の後退と地域のつながりの希薄化

少子高齢化の進行やコロナ禍において、地域福祉活動の自粛を余儀なくされ、それまで積み重ねて来た活動の後退による地域のつながりの希薄化が進む等の課題が明らかとなりました。

- ・サロンや老人クラブが休会になったり、参加者が減っている。

- ・地区の集まりに参加できる人が少なくなった。
- ・地域の草刈りなど地域全体で行う作業が現実的に維持できなくなっている。
- ・会議の回数を減らすなどの工夫が必要となった。
- ・コロナで近所同士の支援がし辛くなった。

④ 防災・減災への対策

気候変動などに伴う災害の増加を受けて、防災や減災への意見が多くありました。

- ・災害に対する危機意識を高める必要がある。
- ・防災組織は10年程前にできたが、実際のところ動けていない。
- ・水害の懸念がある場所について、街灯が少なく夜間の水位がわかりにくい場所がある。
- ・自治会などで災害についての声はあがるが、具体的な対策まではできていない。
- ・河川の堤防の整備は地区での取り組みが難しい。
- ・以前は災害時に要支援者情報があつたが、その後どうなっているか不明である。
- ・防災体制図はあるが、訓練をしたことがなく実際の動きがわからない。
- ・避難所での生活が大変だった。
- ・防災無線の町内放送の設備があるが、音量が小さく聞こえない場所がある。
- ・5年前から市へ災害時の対応の強化を伝えているが状況が変わらない。
- ・集会所が避難場所に指定されているが、寝具や非常食など設備が整っていない。
- ・避難場所自体の少なさや設備に関する意見も伝えしたが改善されていない。
- ・避難場所を一時的な避難場所としか考えてなく、長期的な居住が必要となる災害を想定していない。
- ・防災に関する意識はそれなりに高まっている。
- ・新庁舎の建設にあわせて、防災施設や防災公園の意見が出ている。
- ・地区によって防災マップの更新があり、災害時に誰がどこに逃げるか決めている。
- ・自主防災で防災グッズを配布した。
- ・自分たちの身を守るため、各大字に自主防災組織が必要。
- ・災害時のマニュアルの整備や災害時の班分けによる訓練をしている。
- ・マニュアルは市が作るわけではないと言われたが、市も一緒になって考えてもらわないと進まない。
- ・災害対策組織の担当が1年交代だったため、町会で体制を整える必要がある。
- ・日頃から一人一人が防災意識を持つ必要があるが、現在はあまり無いため地区毎に防災についての勉強会も必要。積極的に市の出前講座や防災士の講演等を実施してはどうか。
- ・見守りが必要な世帯や気になる世帯の名簿を作成し、災害時に誰が避難の声かけをするか話し合いを持つことが大切。
- ・段ボールベットの作成など取り組んでみたい。
- ・長期的に避難所を使う災害が発生した際には、状況が難しい場所から順番に必要な物資を届ける体制を整えてほしい。
- ・避難場所によって水道設備の有無などあるため、場所ごとにある設備を把握しておき、必要な支援物資の供給が円滑に進むよう考えてほしい。
- ・避難所の運営や環境状況について普段から考えておく必要がある。
- ・令和5年1月の大雪の時、家につながる道の除雪が出来ず困った。
- ・地区社協でも取り組めることを自治振とも協力しながら今後検討していく。

- ・令和5年1月の大雪時、個人所有の重機で雪かきをしてもらうなど地区内で助け合った。また、1軒1軒声かけし、困っている人はいないか確認した。見守りの取り組みができていることを実感した。

⑤ 働く場づくりなど、人口の減少への対策

人口減少が続く状況において、いかに流出を少なくしていくかについての意見がありました。

- ・若者が働く場所が少なく、就職の選択肢がない。
- ・働く場所、買い物できる場所や病院もなく若者に住んでももらえない。
- ・魅力的な働く場所を作り、人口を増やす取り組みが必要。
- ・若者が働く場所がないため、地域に定着せず人口が減少する。
- ・Uターンする人が少ない。どうすれば流出した若者のUターンを促進できるかが課題。
- ・地域住民の意識を変え、移住者を受け入れる気持ちが必要。
- ・子どもが生みにくく、人口が減り、担い手が不足している状況は5年前から変わらない。

⑥ 支援が必要な高齢者の増加

高齢化の進行に伴いひとり暮らし高齢者や認知症の人など、支援が必要な人や世帯の増加への対策についての意見が多くありました。

- ・認知症の疑いがある住民がいるが、地域住民では認知症による症状かどうか判断がつかず、対応に苦慮する。
- ・美作市に住民票がない住民が認知症による徘徊を繰り返す場合があり、対応ができない。
- ・認知症への理解は広がっている。（本人世帯が近所に大っぴらに言えるまでとはいかないが、見守らないといけないという意識になっている）
- ・認知症の受診が受けられない。（美作市に認知症の専門医療機関が無い）
- ・認知症だけでは介護度が出づらいため、家族が大変。
- ・介護の相談できる窓口が分からなかった。今は総合相談に相談できることが分かった。
- ・地区社協内で包括職員を呼び認知症の勉強会をすることで、地域として認知症理解に努めている。
- ・老老介護が増えている。
- ・キャラバンメイトをやっており、「よりみちカフェ」で認知症予防の取り組みをしているが、参加者が増えて欲しい。
- ・家族が認知症を理解し早期に受診を促すことが必要。
- ・地域に認知症の疑いの方がいても、症状に軽重の差があり、地域住民だけでは見守りや対応が難しい。
- ・徘徊する人もいるが、過疎化で、地域住民が認知するまでに時間がかかるようになってきた。
- ・若者が居ない集落もあり、高齢者が高齢者を支える状況になっている。
- ・独居高齢者、認知症高齢者が増えている。
- ・地域で見守って支援するためにも、認知症についての理解がもっと必要。
- ・老老介護、認認介護は目新しいものではなく、当たり前になりつつある。
- ・施設に入所したくても施設が不足しており、入所できないといった現状がある。
- ・訪問介護、訪問看護など人員が不足しているとよく話に聞く。在宅で安心して過ごすためのサービスを提供できるような事業所が少ない。介護人員の確保も大切だと思う。

- ・年金生活者の中には入所できない人もおり不安を抱えている。
- ・年金生活者の里(仮称)を作り、高齢者が安心して過ごせるようにしてみてもどうか。

⑦ 地区活動の見直し

高齢化や過疎化の進行により地区活動の見直しについての意見がありました。

- ・必要でない役もあり、やりやすいように見直しが必要。
- ・地区活動自体が小さな集落では機能せず、大きな地域単位で活動を維持するしかない。
- ・世帯数の少なくなった地区でも、以前と同様に愛育委員を2名出すようになっている。
- ・いくつかの字で集約できないか。

⑧ 若者のひきこもり・8050 問題

- ・ひきこもりの人は居るが、地域住民としては関わりにくさを感じている。
- ・実際に「8050問題」に該当する世帯が地区内にあった。
- ・8050問題の状態の母と子の世帯があったが、本人の地域住民との関わりへの抵抗感、意識の壁を感じることもあり、近隣住民として気にはなるが、踏み込むことは難しい。
- ・ひきこもりの人がいる家から直接相談があればと思うが、住民から声をかけるのは憚られる。
- ・中学生、高校生などは不登校であっても学校からの働きかけや、居場所支援の制度があるが、大人のひきこもりに対しては制度が少ない。
- ・学校や行政はひきこもりが地域に居ることを把握しているが、個人情報への壁があり、地域へその情報はつながらず、協力する体制が取りにくい。
- ・県南の市には行政の制度の他にNPOや地域住民が主催するフリースクールなど、ひきこもりの人の居場所づくりなどの活動があるが、県北には少ないため、広がってくれれば良いと思う。
- ・全国的には(総社市など)ひきこもりの人などの居場所があり、美作市にもそういった活動が広がってくれれば良いと思う。
- ・集まった人同士で、外国籍の人から英語を学び、逆に日本語を教える、などの居場所活動があればいい。
- ・寄り添った支援を行うことが必要だと感じる。

⑨ 買い物難民・移動困難

- ・以前話に出ていた移動販売(佐桑鮮魚店・とくし丸)は来ていない。(利用者がいない?)
- ・買い物やゴミ出しなど家族や親族が支援しているが、親族の支援が受けられない時に公の支援が要る。(ヘルパーの利用を希望したいが、人がいない)
- ・集会所にも行けない人がいるので、移動販売も家の前まで来てくれないと使えない。
- ・移動販売車が来ている大字と、来なくなった大字がある。
- ・はたから見ると支援が必要そうな世帯も聞いてみると親族が支援をしている事がある。
- ・移動販売が買い物難民の方に役立っている。(マルナカ)
- ・移動販売を増やして欲しい。
- ・地区内に買い物できる所が少ないため、移動販売や生協を利用している人多い。
- ・高齢になると生協の注文用紙は間違いやすいため、近隣住民がサポートしている。
- ・買い物はマルイやザグザグに行っている人がある。また生協を利用している人が多い。
- ・この3年で一つの字だけで5、6人が免許を返納した。
- ・バスが無くなった
- ・免許返納している世帯には子どもさんが頻繁に帰ってきている。

- ・今後、デマンドバス事務局を地区センターが担い継続することで地域住民が同様の生活を送れるよう維持する。
- ・デマンドバスがあることで通院の困難も感じることはない。
- ・交通手段に困っている人はいるが、デマンドバスは、事前に申し込みが必要なため出かけたかった時に利用できないので不便。
- ・免許返納したら通院が困難になる世帯も多い。
- ・病院が遠い。(栄町には診療所などあるが、歩いて行ける距離ではなく、津山の病院等に通っている人も多い)
- ・移動に際して家族、親類、知人を頼らなければならない。
- ・買い物に困っている人を車に乗せて買い物に連れていくこともあるが、毎回はできないし、リスクもある。
- ・買い物等に連れて行けるような関係作りが必要。
- ・訪問してもらえる販売業者や出張できる美容院なども頼る必要がある。
- ・移住を希望する方がいても交通手段が減少しているため移住者が増えない。
- ・雲海の送迎バスが廃止となり、雲海に行きにくくなった。特に冬季期間中は道路の凍結もあるため復活させてほしい。
- ・あいタク(乗合タクシー)はあるが、運転手が高齢化し、予約当日に体調不良等の理由により運行してもらえないことがある。
- ・あいタク(乗合タクシー)の乗務員が不足しているので、人材確保をして欲しい。
- ・福祉タクシーがもっと増えて、色々出かけられるようになったらいい。
- ・英田バスが通っており便利は良い。乗車時間は長いが、津山方面に行き買い物や通院をしている。

⑩ 生きがいづくり

- ・サロン単位ではコロナ禍でも実施していた。
- ・月1回サロンをしているが、年々参加者が減少している。
- ・高齢化が進みサロンへの参加者が減少している。
- ・祭りでの神輿も今年から再開の予定がある。
- ・「自分たちができそうなこと」として「男性サロンを男性が計画し誘い合う」という意見から、地区社協の男性の集い開催につながった。
- ・コロナで集まる機会が減った。
- ・コロナ以降の活動再開が難しい。
- ・5年前にあった小さな集まり(絵手紙等)がコロナ後に再開したという話を聞かない。
- ・会を実施しても参加者が減少した。
- ・若い人の活動参加があまりない。
- ・フレイル予防についての理解は広がっている。
- ・外出することが大切。
- ・地区内で活動に差がある。様々な活動が活発な地区は人口も減らないのでは。
- ・戸数が少ない大字は活動自体ができない。外部からの様々な支援必要。
- ・小学校の跡地を利用したカフェ(集まる場所づくり)を計画し進めているが、施設側の都合で話が進んでいない。

⑪ 繋がりのお機会や場

- ・久々に敬老会が開催でき、大変盛況した。
- ・5年前のこの策定計画で出た意見を元に、「福祉のつどい」を開催するようになった。

- ・草刈りなど地区を維持する作業活動を通じて協働する機会が増えた。
- ・敬老会を兼ねたふれあいの集いを開催しているが、地域の高齢化がより一層進んでいることを実感する。
- ・店舗の閉店などにより、多世代が関わり食事を行うような集いの場が少なくなった。
- ・以前にはサロン活動に多世代が関わり、季節行事を行っている地区もあったが、現在では参加者が減少しより難しい状況になっている。
- ・コロナの影響もあり、地域の集いの場の活動が止まっていた。ここから再始動しなければそのまま活動がなくなっていってしまうため、少しずつ始めていきたいと思う。
- ・すみれ会（介護予防サポーターの会）ではコロナ禍でも少しの休みはあったが、要望もありほぼ滞りなく続けている。参加者は減った。
- ・祭りは全部の字ではないが再開しているが、食事は難しくなった。
- ・施設入所する住民が増える中で、高齢者が少しでも長く住み慣れた地域で過ごせるよう、地域住民同士の助け合いが必要だと感じる。
- ・コロナの影響があり地域同士での見守りが難しくなった。
- ・子ども会が解散しており、子どもを地域で育てるという考えが無くなってしまう。今の親世代と世代間の分断がある。
- ・若者にとって魅力がある地区が理想。そのためには地域づくりが重要。
 - ・集まりなどに出て来ない人は声掛けをしても出て来ない。
 - ・訪問活動はしにくくなった。（訪問しても出て来ない）
- ・耳の悪い高齢者の独居世帯があり、訪問するがなかなか出てこない。近隣で気を付けて見守りを行う必要がある。
 - ・簡単に集まれてお茶やコーヒーが飲めるような場所がない。
 - ・林野公民館は階段やトイレ（2階トイレは和式のみ）の問題がある。
 - ・気軽に集まれる場として婦人活動センターの活用を求める。

⑫ その他

- ・空き家対策に力を入れてほしい。
- ・空き家が増えた。
- ・崩れそうな空き家があるが、市に言ってもなかなか対応してもらえない。
- ・空き家が増加している。対策を考えてほしい。
- ・独居になると施設に入所され、空き家が増えている。
- ・マダニ被害があり、害獣対策をして欲しい。
- ・野良猫に餌をあげる人がいて糞の処理や、突然道に飛び出すことがあり困っている。
- ・子どもの通学路等に犬の糞を持ち帰らない人がいて不衛生。対策を考えてほしい。
- ・近所付き合いが少なくなったが、世帯の状況はある程度把握できている。
- ・ゴミステーションがきちんと管理できている。
- ・施設入所を希望した時の相談先がわかりにくい。
- ・前回の計画時に要望等をして何も変わっていないことが多すぎる。
- ・AEDの設置場所が不明で利用が必要な場合でも使うことが出来ない。
- ・AEDの設置場所が不明。設置場所がわかるようにして欲しい。
- ・AEDの設置場所がわかっても利用できないと意味がないので研修会等の開催を考える必要がある。
- ・AEDの設置場所の把握が出来ていない。
- ・市で地区の集会所等に AED の設置は出来ないか。
- ・AEDの使用ができるよう消防に依頼し講習会を開催する必要がある。

- ・「大町以外でも大町助け合いの会のような組織を作る」は実施できていない。
- ・大町助け合いの会について、本当に困っている人に対応できるよう検討が必要。
- ・地区の意見や方針を決める年3回の地域ケア会議を継続するため社協職員の派遣を継続してほしい。
- ・地域住民の助け合いポイント等、ポイント制の導入を検討してほしい。
- ・見守りの情報は区長さんからもらっている。
- ・困った時に声を掛け合える人が近隣にいればいいと思う。
- ・個人情報保護法が足かせになり福祉活動が円滑に進まない。

⑬ 美作市のいいところ

- ・市外に出ようと思わない程度には、いいところである。
- ・マスクをきっちりしている。
- ・災害が少ない。
- ・地区の良い所は、伝統文化がたくさんあるところ。しかし、後継者・担い手不足で受け継がれにくくなっている。
- ・地区の自慢は自然が豊かで川がきれいな所。
- ・コテージや魚釣り等、夏場遊びに来る人は多い。(勝田)

⑭ 美作市のわるいところ

- ・バスがない。(公共交通の手段が少ない)
- ・車が無いと困る。セニアカーが増えている。
- ・店や病院がない。
- ・空き屋が増え、田んぼも荒れてきている。
- ・合併してからいい事がない。
- ・他市に比べて住みにくい。(他市に比べて制度が充実していない)
- ・自分たちの世代がいなくなったら買い物にも困るようになる。
- ・他市に比べて議員定数が多い。
- ・昔の美作町はにぎやかだったが、今は大原の方が元気。旧美作町で元気の出る方向性を示して欲しい。
- ・トリアスが閉店する事もあり、楽しめる場所が無くなっている。
- ・湯郷が観光地と言いながら食事ができるところがない。観光にもっと力を入れて欲しい。
- ・少人数のグループで行ける場所がない。
- ・美作市の職員が勝央町や奈義町など市外へ家を建て、市内に住まわないという話を聞いたことがある。美作市が住みやすい市であるなら、そのようなことはないはず。

(2) 団体ヒアリングのまとめ

① 団体ヒアリングの概要

美作市内に組織されている福祉関係団体等の皆様の、活動に関する現状や課題を把握するため、団体ヒアリングを実施しました。

団体ヒアリングは、子育て、障がい者、高齢者、地域活動団体等の4つの分野で

活動されている団体から抽出し、聞き取りにより、活動に関する現状、当事者としての思い、当事者として取り組みそうなこと、当事者だけではできないことについて、意見を出していただきました。

② 団体ヒアリングの主な内容

1) 子育て関係団体

子育て関係団体として、子育て支援センター2箇所、市内の企業1箇所にて、利用者や働いている子育て世代の方々にヒアリングを行いました。

近所に、子どもが少ないから、子どもたちだけで遊ぶことができないこと、複数人で遊ばそうとすると、遊び場までの親の送迎の問題が出てくることなどに困っているとの意見がありました。コロナ禍もあり、子どもが家でゲーム中心の遊びになってしまったり、スマホ依存の状況を親が作ってしまっていると感じている方もおられました。子育て中に集える場所があっても活動内容等の情報が少なく、最初は友人と一緒にないと参加しづらいとの意見がありました。

核家族化が進み、高齢者と子ども世代が交流する機会が少なく、高齢者が持っている特技（昔遊び等）が、子どもたちに継承できる場がなくて寂しい、そのような幅広い世代の集いの場を地域で作れたらよいとの声がありました。

女性従業員からは、自分たちは時短勤務で働いているから比較的恵まれている、時短勤務が選択できる企業が増えたら、女性が働きやすくなるのではとの意見も聞けました。

美作市で子育てしていて、良い面として、出産祝い金があったり、医療費が高校生まで無料であること、言葉の教室（発達支援）があること、子育てに協力してくれる、祖父母が近くにいてくれるなどの声がありました。

子育てする際の不安だったり、同じ悩みを持つ親同士の情報交換の場が近くにあったらとの意見も多く聞かれました。子どもや親が集う場があっても、その運営や管理の面で、誰がどのようにするのかで意見が止まってしまい、結局は、リーダーシップを取る人や仕組みづくりが大切との意見がありました。

2) 高齢者関係団体

高齢者関係団体として、地域ケア会議（全6地区）に参加させていただき、介護関係者等、参加者に意見をいただきました。

介護職の人材不足が深刻な状況で、ケアマネも計画をたてるのに苦慮しているとのことです。集まれる環境づくりをしようと始まったいきいきサロンも特定の方のみの参加になっているので、特に独居の方への声掛けを意識しているとの意見がありました。運転免許を返納し、買い物・通院等交通手段に困り、タクシー依頼するも思うように予約がとれない状況だとの声も聞かれました。そういった中で配食サービスにはとても助かっているとの意見もありました。買い物に困るとの意見がある一方、商品は限られるものの地元商店に、朝電話をし当日配達してもらえて助かっているとのお話も聞けました。

コロナも落ち着き、地域でお年寄りから、子どもまで集めて、調理実習をし、交流が深められてよかった地域もあれば、高齢・過疎化の中で、地域ごとでの見守り対象者が増えて、限界のように感じている地域もあるとのことでした。

各種役員も高齢化が進み、区長、民生委員等見守る側も、訪問時期をづらす等効率化を図りながら役員業務の負担軽減に努めているとのことでした。

3) 障がい者関係団体

美作市内に開設されている、障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所）2箇所において事業所の利用者と運営者、精神障がい者当事者の家族の会1箇所と放課後等デイサービス事業所の管理者に、日頃思っていることなどについてヒアリングを行いました。

障害福祉サービス事業所の利用者の声としては、今行っている作業は、数年間やってるから慣れているが、最初は不安があり、支援員の方に丁寧に教えていただき、出来るようになった。運営者や支援員には、日常生活の悩みも含め何でも相談させてもらっており、大変助かっているとのことでした。作業所に来ることによって体力的につらい時もあるが、利用者同士の交流も出来るし、工賃ももらえがんばり甲斐があるとの声が聞かれました。運営者からは、登録しても継続して通所できる利用者が少ないのが課題との意見がありました。利用者によっては、支援者からのアドバイスをそう捉えず、怒られたと感じる利用者もあり、コミュニケーションの大切さを日々感じているとのことでした。また他の運営者からは、能力はあるが高齢となった利用者の退所等の判断に苦慮しているとの意見もありました。

家族の会の方からは、家から出れず就労も出来ていない方もおり、ご自身は就労も通院も自分で身の周りのことが出来るから、まだ恵まれているとの声が聞かれました。会員も高齢化により、親の介護等、将来への不安もあるが、介護保険サービス、障害福祉サービスを活用しながら、無理のない範囲での生活が出来たらよいと、お話されていました。

放課後等デイサービス事業所の管理者からは、一部施設の共同利用する部分があるが、地域の住民と調整しながら利用でき、併せて地域住民とのコミュニケーションも図りながら、運営出来ているとの意見がありました。

4) その他地域活動団体

地域活動団体等として、2つの単位民児協と、美作市ボランティアセンター2箇所にヒアリングを行いました。

美作市ボランティアセンターで活動されている方にお話を聞きました。コロナ禍もあり、活動が制限されたこともあり、参加者、会員数の減少につながったのではないかととの意見がありました。特に、若者がいなくて役員等の後継者不足を不安に思うとの声も聞かれました。役員の高齢化もあり、ボランティア一人ひとりの負担を軽減するためにも、活動内容の見直しも検討しなければならないと

考えています。自分たちの代で解散するわけにはいかず、がんばっているとのことでした。サークルは、若い人も加入していただき、少しではあるが活気が出てきたように思うとのことでした。サークルに勧誘するが、なかなか外に出たがらない人がいて会員確保につながらないとの声も聞かれました。ボランティア活動していく中で、使用していない公共施設等の情報共有を、行政や社会福祉協議会と出来たらとの意見もありました。

3 第2期計画における取り組みの成果と課題

前回（第2期地域福祉計画）の各施策や取り組みについて、関係担当課に進捗状況などを確認しました。取り組みの成果においては、令和2年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、多くの福祉活動が制限され、第2期計画の内容に影響が出ました。第2期計画で出た課題等を整理しました。

基本目標1．地域福祉に対する理解の促進

地域福祉を推進し、全ての人が住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活して行くためには、子どもから高齢者に至る全ての市民が、障がい児・者や認知症の人、ひきこもり、ヤングケアラーなど、様々な地域福祉課題について理解し、お互い様の福祉意識が醸成されて行くことが必要です。このために、「広報みまさか」や「みまチャンネル」などを活用し、幅広い地域福祉課題や活動について広報し、声の広報や手話・点字などによる情報提供にも取り組みましたが、地域住民に情報が行き届かず、十分な理解の促進にまでは至っていません。

地域住民の福祉意識を促進していくために、子どもから大人まで全ての市民に向けた生涯教育として福祉教育に取り組みました。これまでの小中学校における福祉教育では、1回の単発授業で車椅子や高齢者体験等を行うだけとなっていましたが、2期計画期間中には、複数回シリーズ化して行えるよう学校と調整し、実施しました。また、福祉教育実践の場には、社協職員だけでなく、障がい者などの当事者や地区社協の役員等も参加し、子どもたちが、地域福祉課題について、より理解を深められるよう工夫・充実を図りました。さらに、令和4年度には、美作市社協が、「美作えがお広め隊」という市民によるボランティアグループを結成し、小中学校などで、広く福祉教育を実施する体制が整備できました。また、地域住民に対しては、地区社協等の会議で、認知症など高齢者に関する内容だけではなく、子どもの貧困、ひきこもり等、地域の様々な福祉課題についての講座を開催するなどの福祉教育を実施しました。地区での福祉まつりに、新たに、障害者事業所が出店するなど、当事者との交流、ふれあいを通じて、地域住民が、障がいについて学ぶ機会が設けられるようになりました。

このように福祉教育の取り組みは進みましたが、まだ「福祉教育の落とし穴」といわれる段階の福祉教育にとどまっている側面があり、これまでの成果を踏まえて、今後は、地域共生社会実現に向けた「サービスマーケティング」としての福祉教育が求められています。

「子どもへ関わる者への人権・福祉教育の実施」では、令和5年度より各こども園に特別支援教育コーディネーターを選任しました。また、各こども園のコーディネーターが参加し、特別支援教育支援委員会による研修会も実施できました。しかし、教職員、保育士、支援員などに対する人権・福祉教育は十分とは言えず、虐待ケースや保護者の精神疾患、DVなどについての研修もこれからの課題として残っています。

基本 目標	基本項目	実施項目	達成	順調	不十分	未実施
1	地域福祉の普及啓発	情報提供の充実			○	
	福祉教育の推進	学校での人権 福祉教育の充実		○		
		生涯学習での人権 福祉教育の充実			○	
		子どもへ関わる者への人権 福祉教育の実施			○	

基本目標 2. 地域力の強化・育成

コロナの感染予防のため多くの地域活動が自粛され、集合型のイベントではなく、訪問活動等、創意工夫を行いながら福祉活動の継続を行いました。一方で、コロナ禍で長期間活動を休止したことにより、各種会議や事業の目的、内容の引継ぎが行われず、一から活動を構築する必要があることなどが、新たな課題となっています。

高齢化等に伴うボランティアグループの会員数の減少や、コロナ禍により、施設等でのボランティアの受入れが中止されるなど、ボランティア活動が停滞していることから、個人でもボランティア活動ができる仕組みが課題となっています。

基本 目標	基本項目	実施項目	達成	順調	不十分	未実施
2	地域福祉活動への 参加促進	地域福祉活動への支援			○	
		地域福祉活動拠点の充実強化			○	
	地域福祉活動を 担う人材育成	地域や事業所等での人材育成			○	
		地域福祉にふれる機会の創出		○		
		ボランティア活動の推進			○	
	地域社会の支え 合いの推進	支え合いを通じた孤立防止			○	
		防災・防犯対策の推進			○	
	災害時要配慮者 支援体制の整備	災害ボランティア センターの設置			○	
		災害時支援台帳の整備と活用			○	
		福祉避難所の充実			○	

基本目標 3. 利用者のための福祉サービス提供体制の整備

「地域共生社会」の実現を目指し、地域課題が多様化・複雑化し、制度の挟間で埋もれている課題を解決するため、行政と美作市社会福祉協議会と協働で体制を整備できました。令和3年度から全世代包括的相談窓口の運営を美作市社会福祉協議会に委託し、世代や分野を問わない相談を受けています。

地域包括ケアシステムでは、軸となる「市民の支援ニーズ」について地域ケア会議を活用して把握しています。地区ケア会議、地域ケア会議、市包括ケア会議があり、それぞれが連携・連動して話し合いができるよう見直しを行いました。このことにより、地域課題の共有や抽出が行いやすく、また新たな資源やサービス提供について協議できるようになりました。また、市内の社会福祉法人等で組織する「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（美作お助け隊）」と連携・協働し、新たな福祉サービスを開発しました。

基本目標	基本項目	実施項目	達成	順調	不十分	未実施
3	地域包括ケアシステムの構築	福祉関連機関団体の連携推進		○		
		福祉課題や福祉ニーズの把握			○	
		福祉ニーズとサービスのマッチング			○	
		福祉関連機関団体以外との連携推進			○	
	社会福祉事業の推進	福祉事業者等の振興・参入		○		
		福祉サービスの向上			○	
		福祉サービス評価と内容の公開			○	
		社会福祉法人等による地域貢献の推進		○		

基本目標 4. 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

これまでの福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、分野ごとの縦割りが生じていたため、分野ごとの縦割りを解消しお互いに連携する仕組みが必要になりました。美作市では、重層的支援体制整備事業を活用し、美作市保健福祉部内に総合相談支援センターと、旧町村単位に社協地域ステーションを設置し、各々に相談員を配置することで、分野や属性を問わない相談に応じ、多機関が連携する必要がある場合は、多機関の司令塔になり重層的支援会議もしくは支援会議を開催し支援機関の役割分担を図れるようになりました。

基本 目標	基本項目	実施項目	達成	順調	不十分	未実施
4	総合的な相談体制の確立	総合的な相談体制の充実		○		
		相談窓口の連携・充実		○		
		身近な相談体制の整備		○		
	地域生活の支援	自立の支援			○	
		社会参加・就労支援			○	
		生活困窮者の自立支援			○	
		移動の利便性の向上			○	
	市民の権利の実現	ユニバーサルデザインの まちづくりの推進			○	
		権利擁護体制の充実			○	
		成年後見制度の利用促進			○	

Ⅲ．計画の基本的な考え方

1 基本理念

「ともに支え合い誰もが安心して暮らせるまち 美作」

美作市は、「自然と笑顔が輝くまち」を創造していくため、高齢者や障がいのある人、子どもや生活困窮者など、生活に不安や課題を抱える人達の誰もが、孤立することなく安心して暮らせるまちを目指します。

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化していて、様々な分野の課題が複合的に絡み合っており、各家庭・地域では「つながり」の希薄化が進んでいます。複雑・多様化する地域福祉課題に対し、分野をこえて包括的に相談が受けられる総合相談支援の体制整備を進めていくことが必要となっています。また、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に取り組む仕組みづくりが大切となってきます。特に、高齢化率が40%を超えている美作市では、高齢者の知識や経験を活用するなど、地域全体の力を集結することが不可欠です。こうした状況を踏まえ、「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目標とし地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の地域参加と市民、行政、事業者等の協働の下に、「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づき、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり、ともに支え合い誰もが安心して暮らすことができるまち、「美作」を目指します。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し計画の推進を図ります。

基本目標1．地域福祉に対する理解の促進

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持つことが大事です。

地域の支え合いを推進していくためには、子どもから高齢者までが地域活動へ参加できる取り組みや、福祉活動に対する意識や理解の向上が重要です。

地域の現状や、直面する福祉課題・生活課題、今後予想されるであろう各種問題を市

民のだれもが認識し、それらの問題を、他人事ではなく、我が事として捉え、考えることや、地域の中で支え合いの大切さを、市民の中に広げていくために、地域福祉に対する理解を促進します。

基本目標 2．地域力の強化・育成

地域で感じている問題や課題として、地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足していることがあげられます。多種多様な生活課題に対応するためには、地域住民や地域で活動する団体等による支え合い、助け合いの果たす役割が大きく、ご近所等、身近な地域での顔の見える関係づくりが大切です。このため、住民同士の新たなつながりを生み出すきっかけづくりや、地域において集う場所が確保され、地域住民と関係団体等が協力し合い、地域全体で支え合う関係の構築に取り組むことが地域力の強化につながります。

地域の活動団体等は高齢化に伴い存続が難しい団体もありますが、活動に参加しやすい仕組みを構築し、あわせて、市内にある福祉・医療機関との連携や若い世代はもとより幅広い世代への福祉教育推進等を通じて、地域を担っていくことができるリーダー等の人材育成を図ります。

また、美作市は、人と人とのつながりが強く残る地域が多く、このつながりを生かして地域で孤立する人がないよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員（注1）等との官民連携した地域見守り活動や、幅広い世代が交流できる仕組みづくりなどに取り組むとともに、平常時から防災・防犯対策に取り組めます。

（注1）民生委員・児童委員・・・厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。

基本目標 3．利用者のための福祉サービス提供体制の整備

市内には高齢者や障がい者、子育て世帯など支援が必要なさまざまな人が暮らしています。支援が必要な人に必要なサービスや支援が届くように、包括的な相談支援体制をめざす窓口・関係機関等での連携が重要となります。

「地域共生社会」の実現を目指し、地域課題が多様化・複雑化し、制度の挟間で埋もれている課題を解決するため、行政と美作市社会福祉協議会と協働で体制を整備してきました。令和3年度から全世代包括的相談窓口の運営を美作市社会福祉協議会に委託し「美作市総合相談支援センター（注2）」を美作保健センター内に、「社協地域ステーション」を合併前旧町村の支所単位で設置し、世代や分野を問わない相談を受けています。

今後は「総合相談支援センター」等の相談機関と地域の関係機関等が連携し、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制を構築し、福祉サービスも含めた様々なサービスが日常生活圏域で適切に提供される地域の仕組み「地域包括ケアシステム（注3）」に取り組んでいきます。

また、福祉関連事業への参入支援、福祉事業者の振興等を図ることによって、公的制度では補うことのできない福祉課題を解決することが期待されます。IT 技術等の進歩が目覚ましい昨今、生活の質の改善や、自立を助ける機器の導入等、幅広く福祉事業の振興を推進し、多様な福祉サービスが適切に提供される社会づくりを目指します。

(注 2) 総合相談支援センター・・・市民のあらゆる相談に対応する相談窓口として、美作市より業務を受託した美作市社会福祉協議会が令和 3 年 4 月より、美作保健センター内（美作市北山）に開設した地域包括支援センター機能を含めた相談窓口。社会福祉士等の専門職を配置し、住民の困りごとなどの早期発見・早期対応をすすめるために「社協地域ステーション（支所）」と連携し、サポートを行う機関。

(注 3) 地域包括ケアシステム・・・高齢者や生活困窮者等、全ての人が、増大する生活支援ニーズや多様化する地域社会の変化に対応できるよう地域全体で見守りを行い、地域ケア会議等で把握した課題が深刻化する前に関係団体が連携して、福祉・医療サービス等さまざまな支援（住宅、医療、介護、予防、生活支援）を継続的支援する仕組み。

基本目標 4．誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが福祉課題を抱える可能性があり、その内容も多種多様かつ複層的にわたる中、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けるためには、いざ課題を抱えたときに、適切な福祉サービスを選択、利用できることが重要となります。

そのためには、複雑な福祉課題に包括的に対応でき、かつ分野や属性を問わない相談窓口があることや、必要な各種情報が常に提供され気軽に入手できることなどが、課題を抱えている人たちの安心につながります。

また、誰もが自分らしく自立した生活ができるよう、就労支援等を通じた自立の援助に努めるとともに、権利擁護（注 4）やバリアフリー（注 5）の取り組み等により、福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

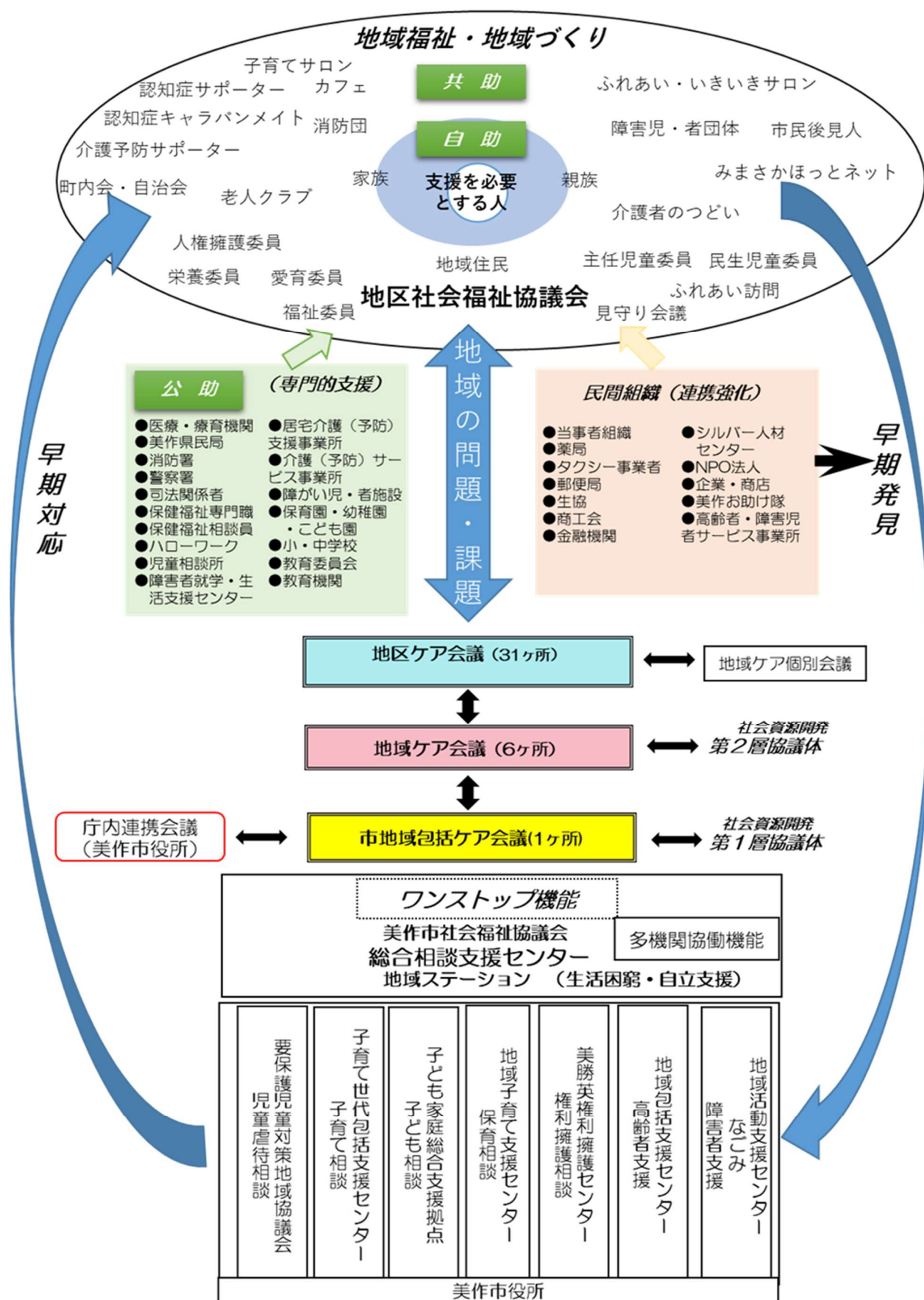
すべての市民が、いつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動ができるような、夢と希望を持てる「美作」を目指します。

(注 4) 権利擁護・・・生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組み。

(注 5) バリアフリー・・・障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

3. 計画の体系図						
基本理念	基本目標		基本項目		実施項目	
ともに支え合い誰もが安心して暮らせるまち 美作	1	地域福祉に関する理解の促進	1-1	地域福祉の普及啓発	1-1-1	情報提供の充実
			1-2	福祉教育の推進	1-2-1	学校での人権・福祉教育の充実
					1-2-2	生涯学習での人権・福祉教育の充実
					1-2-3	医療、介護、福祉などの専門職への人権・福祉教育の実施
	2	地域力の強化・育成	2-1	地域福祉活動への参加促進	2-1-1	地域福祉活動への支援
					2-1-2	地域福祉活動拠点の充実強化
			2-2	地域福祉活動を担う人材育成	2-2-1	地域や事業所等での人材育成
					2-2-2	地域福祉にふれる機会の創出
					2-2-3	ボランティア活動の推進
			2-3	地域社会の支え合いの推進	2-3-1	支え合いを通じた孤独・孤立防止
					2-3-2	防災・防犯対策の推進
			2-4	災害時要配慮者支援体制の整備	2-4-1	災害ボランティアセンターの充実
					2-4-2	災害時の支援台帳の整備と活用
					2-4-3	福祉避難所の充実
	3	利用者のための福祉整備サービス	3-1	地域包括ケアシステムの深化・推進	3-1-1	地域ケア会議の充実・推進
					3-1-2	福祉課題や福祉ニーズの把握
					3-1-3	福祉ニーズとサービスのマッチング
					3-1-4	福祉関連機関・団体以外との連携促進
			3-2	社会福祉事業の推進	3-2-1	福祉事業者等の振興・参入
					3-2-2	福祉サービスの向上
					3-2-3	福祉サービス評価と内容の公開
					3-2-4	社会福祉法人等による地域貢献の推進
	4	誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	4-1	包括的な相談支援体制の確立	4-1-1	断らない相談支援体制の充実
					4-1-2	多分野の相談支援窓口の連携・充実
					4-1-3	身近な相談支援体制の整備
			4-2	地域生活の支援	4-2-1	自立の支援
					4-2-2	社会参加・就労支援
					4-2-3	生活困窮者の自立支援
					4-2-4	移動の利便性の向上
			4-3	市民の権利の実現	4-3-1	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
					4-3-2	権利擁護体制の充実
					4-3-3	成年後見制度の利用促進
			4-4	心とからだの健康増進	4-4-1	地域フレイル予防事業の実施
					4-4-2	食育事業の推進
					4-4-3	自殺対策の推進

美作市地域包括ケアシステム イメージ図



IV. 計画の内容

1 地域福祉に対する理解の促進

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持つことが大事です。

地域の支え合いを推進していくためには、子どもから高齢者までが地域活動へ参加できる取り組みや、福祉活動に対する意識や理解の向上が重要です。

地域の現状や、直面する福祉課題・生活課題、今後予想されるであろう各種問題を市民のだれもが認識し、それらの問題を、他人事ではなく、我が事として捉え、考えることや、地域の中で支え合いの大切さを、市民の中に広げていくために、次の2つの項目を推進します。

1－1 地域福祉の普及啓発

美作市の地域福祉は、地域の「つながり」に視点を置き、共に支えあう地域づくりを実践することで、そこに住むだれもが役割を持ちながら、自分らしく、地域のかげがえのない一人として暮らすことのできるまちを目指し、進めていきます。

既に地域住民、地域団体、福祉団体、民間事業者、専門機関など、多くの方々が地域福祉に関する取り組みを行っており、様々な相談窓口も設けられていますが、内容が多様であるため、情報を集約・整理し、分かりやすく提供する工夫が必要です。

また、全世代包括総合相談窓口である総合相談支援センターの役割を広く周知することも大切です。

高齢者や障がい者、多様な生活様式に配慮しながら、広報、ホームページ、各種 SNS（注6）をはじめとした様々な手段や機会を捉えた情報提供に取り組みます。

（注6）SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）・・・Web上で、社会的なネットワークを作り出せるサービスを意味し、さまざまな種類がありLINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）など、代表的なものとしてあげられる。

1－1－1 情報提供の充実

- ・「広報みまさか」、「みまちゃんネル（注7）」、「美作市ホームページ」、SNS等でのわかりやすい情報提供と内容の充実に取り組みます。
- ・高齢者や障がい者に配慮した情報提供、声の広報、手話・点字など、様々な手段を利用

した情報提供に取り組みます。

- ・地域福祉推進のため、社会福祉協議会が地域と共に実施する様々な地域福祉に関する取り組みの周知を行います。
- ・市だけではなく、地域団体、福祉団体、福祉事業者などの福祉に関するサービスを含めた情報を集約し、より多様な情報提供ができる仕組みを整えます。

(注7) みまちゃんネル・・・美作市のニュースをはじめ、行政のお知らせなどを放送するコミュニティチャンネル。

1－2 福祉教育の推進

相手を思いやり、支えあうという気持ちは、子どもの頃からいのちの大切さを知り、自分や相手を大切に思う気持ちを育んだり、様々な体験を通じて培われることが望ましいため、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会が必要です。

また、大人になってからも福祉についての知識・理解を深める機会も必要です。

子どもから大人まで、生涯を通じて学びの機会が提供できるよう、様々な講座が開催されています。その中で、だれもが人権や福祉について学ぶことができる機会を充実し、正しい理解と相手を思いやる心を育み、地域での支えあい、助けあいの行動を促進します。

1－2－1 学校での人権・福祉教育の充実

- ・いのちの大切さを知り、自分や相手を大切に思う気持ちを育み、子どもたちがお互いを尊重し合うことができるよう、人権教育を推進します。
- ・子どもたちの福祉に関する理解をより深めるため、障がい者本人や、地域の福祉関係者などから直接話を聞く機会を設けるとともに、実際に地域活動に参加するなど、子どもたちが主体的に福祉について考えることができる福祉教育を推進します。
- ・ともに子どもを育成する当事者として、学校、家庭、地域が相互に協力し、地域の方が参加する学校行事や授業、高齢者や障がいのある方との交流活動などを通じた学びの機会の充実に取り組みます。

1－2－2 生涯学習での人権・福祉教育の充実

- ・市や社会福祉協議会が開催する講座・学習会をはじめ、市ボランティアセンター登録団体による取り組み、公民館での講座などの中で、人権や福祉についての理解を深める機会の充実に取り組みます。
- ・社会福祉協議会や勝英地域自立支援協議会^(注8)などと協力し、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、ともに地域で交流できる機会をつくります。
- ・社会福祉協議会や勝英地域自立支援協議会などと協力し、地域住民が高齢者や障がいについて学ぶ機会をつくります。

(注 8) 勝英地域自立支援協議会・・・障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として設置している協議会。

1－2－3 医療、介護、福祉などの専門職への人権・福祉教育の実施

- ・小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ^(注 9)等の教職員、保育士、支援員等に対して、障がい児保育・教育の研修を行い、児童・生徒に対する人権・福祉教育の充実を図ります。また、虐待ケース、保護者の精神疾患、DV（ドメスティック・バイオレンス）^(注 10)等に関する研修を実施し、理解を深めるとともに、多機関との連携を深め、支援体制の充実を図ります。
- ・令和 7 年度までに全校導入されるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、今までの学校と地域のつながりを生かしながら、子どもたちの豊かな学びを創造し、地域のきずなをつなぎます。また、地域・家庭・学校が課題を共有して解決を図ります。

(注 9) 放課後児童クラブ・・・一般的に「学童保育」と呼ばれている施設で、主に共働き家庭等の小学生に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る施設。

(注 10) DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・夫婦（別居・離婚後も含む）、恋人という親密な関係で起こる、主に身体的、精神的な暴力のこと。

2. 地域力の強化・育成

地域で感じている問題や課題として、地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足していることがあげられます。多種多様な生活課題に対応するためには、地域住民や地域で活動する団体等による支え合い、助け合いの果たす役割が大きく、ご近所等、身近な地域での顔の見える関係づくりが大切です。このため、住民同士の新たなつながりを生み出すきっかけづくりや、地域において集う場所が確保され、地域住民と関係団体等が協力し合い、地域全体で支え合う関係の構築に取り組むことが地域力の強化につながります。

地域の活動団体等は高齢化に伴い存続が難しい団体もありますが、活動に参加しやすい仕組みを構築し、あわせて、市内にある福祉・医療機関との連携や若い世代はもとより幅広い世代への福祉教育推進等を通じて、地域を担っていくことができるリーダー等の人材育成を図ります。

また、美作市は、人と人とのつながりが強く残る地域が多く、このつながりを生かして地域で孤立する人がないように、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との官民連携した地域見守り活動や、幅広い世代が交流できる仕組みづくりなどに取り組むとともに、平常時から防災・防犯対策に取り組むために、次の3つの項目を推進します。

2－1 地域福祉活動への参加促進

美作市では、概ねコミュニティセンター（注11）単位での地区社会福祉協議会（地区社協）による地域福祉活動がきめ細かく行われており、地域における活動の核組織として、また活動拠点として機能しています。いずれの地区においても、高齢者のふれあいサロンや子育て世代の交流事業等に積極的に取り組んでおり、こうした近隣地域での共助活動や生活圏域での共助活動を支援することで、実効性の高い地域福祉活動が継続的に実践されることにつながります。

また、こうした活動を安定的に実施し、地域福祉活動への参加者を広げていくためには、コミュニティセンターなど、拠点となる施設の充実が不可欠であり、活動の大きさによって柔軟に活用できる拠点施設が近隣地域や小地域ごとに存在することが望ましいと言えます。

（注11）コミュニティセンター・・・コミュニティ活動を通して、地域住民の教養・文化等の発展や、生活福祉及び自治意識の向上を図ることにより、住みよい地域づくりのための施設。ここでいうコミュニティセンターとは、美作市の設置する公民館、をはじめとする集会施設及び地元管理のコミュニティハウスをいう。

2－1－1 地域福祉活動への支援

- ・社会福祉協議会が、地区社協の活動費を助成し、地域における福祉活動の実践及び充実

を支援します。

- ・共同募金への協力や寄附といった善意が地域福祉活動の推進に寄与し、大きな役割を果たしていることを周知します。
- ・地域福祉活動の財源として、共同募金によるテーマ型募金（注12）やクラウドファンディング（注13）、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）（注14）、ふるさと納税（注15）等の活用を検討します。
- ・コミュニティセンターでの世代間交流事業や体験学習、広報紙の発行等を推進します。
- ・市民団体が取り組む公益的な活動を支援します。
- ・施設や機材の貸し出し、人材派遣などを通じて地域での福祉活動の実践を支援します。
- ・ボランティアセンター等と連携し、高齢者や退職者等のボランティアへの参加を促進します。

（注12）共同募金によるテーマ型募金・・・施設や団体が取り組む緊急を要する課題や新たな課題の解決のための活動に必要な資金について、新たな課題の解決に取り組むテーマを明確にした募金。

（注13）クラウドファンディング・・・インターネットを介して不特定多数の人から資金を集める行為。大衆（クラウド）と資金調達（ファンディング）を組み合わせた造語。

（注14）SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）・・・官民連携の社会的投資モデル。イギリス発のソーシャルセクターへ向けた新たな資金調達の仕組みで、一旦投資家からNPOなどの活動資金を調達した後、NPOなどによる社会問題の解決の成果に応じて政府が投資家に配当を支払うモデル。

（注15）ふるさと納税・・・個人住民税の一部を、納税者が選択する自治体に回せるようにする仕組み。都市と地方の税収の格差是正を目的としたもの。

2-1-2 地域福祉活動拠点の充実強化

- ・地域福祉活動の拠点施設でもあるコミュニティセンターの利便性やアクセス向上について検討していきます。
- ・ボランティアセンターやファミリーサポートセンター（注16）等の取り組みを発信し、活動の周知に努めます。
- ・小地域での福祉活動を行うことができる公共施設等の情報を発信し、利用を促進します。
- ・空き家や空き店舗等の利活用を検討し、地域における福祉活動拠点や市民が気軽に集まることのできる場の確保を推進します。

（注16）ファミリーサポートセンター・・・乳幼児や小学生等の有する子育て中の保護者を支援することを目的に、育児援助を希望する者（依頼会員）と援助提供を希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う機関。

2-2 地域福祉活動を担う人材育成

地域福祉の推進のためには、活動を担う人材の育成が重要となりますが、地域において活動をけん引するリーダーの育成や、情報発信、福祉教育等の推進によって、地域福祉活動にふれるきっかけを創出していくことが求められます。また、美作市においては、社会福祉法人等の社会貢献の場として、美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（美作お助け隊）^{（注17）}が組織されており、福祉関係事業所間でのノウハウの共有や福祉サービスの質の向上などが面的に推進されることが期待されます。

活動を担う人材の育成については、子どもたちへの福祉教育の普及啓発を進めるとともに、退職後の元気な高齢者がボランティアを通じて地域福祉の推進に貢献でき、地域の中での役割を持ち、生きがいを持って生活できる仕組みづくりを進めることが、地域福祉推進の人材確保にもつながると考えられます。

（注17）美作市内の社会福祉法人等

連絡協議会（美作お助け隊）・・・制度の狭間の問題や複合的な課題に対して、地域が必要とする新たな福祉サービスの開発及び支援等を行うための組織。美作市内の社会福祉法人、NPO法人、株式会社等、社会福祉事業を実施する法人が分野や立場を超えて相互に連携するため組織した。

2-2-1 地域や事業所等での人材育成

- ・出前講座や研修会の開催等を通じて、地域における福祉活動をけん引できるリーダーの育成を推進します。
- ・福祉現場における児童・生徒・学生等の実習や体験等を積極的に受け入れることを通じて福祉を担う人材の育成に努めます。
- ・地区社協、事業所と協働して、学校等での福祉教育を行い、児童・生徒・学生等が自分の住む地域や住民の生活に関心を持ち、地域活動の担い手として活動できるような取り組みを推進します。

2-2-2 地域福祉にふれる機会の創出

- ・高齢者と子どもとの交流会や、福祉現場における体験の受け入れなどにより、福祉にふれる機会を創出します。
- ・地域の清掃活動など、気軽に参加しやすい地域活動の企画、実践に努めます。
- ・ボランティアの募集や研修会の開催などの機会を増やし、各種SNS等も活用し、積極的に情報発信します。
- ・地域への施設開放や機材の貸し出し等を通じて、地域福祉活動への理解を深めます。

2-2-3 ボランティア活動の推進

- ・ボランティアの登録、斡旋、相談等やボランティアを求める人で行う人との連絡調整と、ボランティア情報を発信するボランティアセンターの機能を高めます。

- ・インスタグラム、公式ライン等 SNS を活用したボランティアのマッチングを行うなど、市民が気軽にボランティア活動に参加できる体制整備を推進します。
- ・ボランティア養成講座等の開催を通じて、ボランティアに参加する人材の育成を推進します。

2－3 地域社会の支え合いの推進

近年、福祉課題を抱えたまま誰にも相談できず深刻化したことで、虐待や孤独死やヤングケアラーにつながったり、自宅がいわゆるゴミ屋敷になってしまったりといったニュースが聞かれます。孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題であります。こうした孤独・孤立の問題を未然に防ぐためには、日ごろからの地域でのつながりを通じた支え合いが重要です。美作市は、人と人とのつながりが強く残っており、それを活かした民生委員・児童委員等を中心とした見守り活動などをさらに推進するなど、地域全体で支えあいの仕組みづくりを進めていくことが求められます。

地域でのつながりが強まることで共助の力が強まり、防災・防犯対策の推進や、災害時の円滑な避難誘導等にもつながることが期待されます。平常時からの避難計画づくりや防災訓練の実施など、組織的な対策を着実に積み重ねていくことが求められます。

2－3－1 支えあいを通じた孤独・孤立防止

- ・民間の訪問事業等との連携や福祉委員の位置付け、配置など、地域における共助の力を強化する取り組みを推進します。
- ・民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉委員、ボランティア等による地域への友愛訪問や見守り活動を推進します。
- ・おたがいさまネット事業（注18）やサロン活動等の、住民同士の支えあいの仕組みづくりを進めていきます。
- ・住民の生活支援活動「地区ケア会議（注19）」の開催等により、地域の問題を解決に結びつけるための取り組みを進めます。
- ・身近な地域での孤独死や虐待、DVを防止するとともに、高齢者の安全確保等を行う見守り活動や、行政等への通報等の体制づくりを進めます。また、ヤングケアラーについては、実態調査を行うとともに状況把握に応じ、効果的な支援を検討実施していきます。
- ・高齢者、障がい者、児童のなどの安全確保のため、支援の必要な高齢者、障がいがある方が行方不明となったことを想定した模擬訓練を地域ぐるみで実施します。

（注18）おたがいさまネット事業・・・ひとり暮らし、高齢者、障がい者世帯など日常に見守りが必要な世帯について、地域で話し合う「見守り会議」を開催し、見守りが必要なお宅に、地区住民の訪問員が定期的に訪問し、安否確認や簡単な困りごとをお手伝いする仕組み。

(注 19) 地区ケア会議・・・地区社協単位で行う、自分たちの住む地域の福祉課題を把握し、その課題について共に考え活動していく協議が行われる場所。

2-3-2 防災・防犯対策の推進

- ・地区が主体となった防災訓練の実施や要支援者の個別避難計画づくり等に取り組みます。
- ・地域における自主防災組織の活動を促進します。
- ・災害時に適切な行動を選択できるよう、平常時から災害に関する情報を周知します。
- ・地域における防災リーダーとして、防災士（注 20）を育成し、自主防災組織を活性化します。
- ・警察等との連携協力、地域による見守り、防犯に対する意識啓発などにより、市民の防犯意識を高め、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。
- ・自治会等が管理する防犯灯の新設、更新に補助金を交付するなど、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(注 20) 防災士・・・地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導、救助に当たる人。日本防災士機構の認定する民間資格。平成 15 年認定開始。

2-4 災害時要配慮者支援体制の整備

近年多発する大規模災害において、高齢者や障がい者、子育て家庭などの避難の困難さと、それら要配慮者の避難支援を行った大部分が身近な地域住民であったことが注目されています。

日常的な地域のつながり、見守り、支え合いは、緊急時に命をつなぐための重要な要素です。地域の要配慮者の把握及び災害時個別ケアプラン作成の推進と、情報共有・活用のための仕組みづくりを進めます。

震度 6 以上の地震の発生など市内で甚大な災害が発生し、市民の被害状況を考慮し災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合、「災害における相互支援に関する協定書」により社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れ等を行うことになっています。

平時から地域の方々に災害ボランティアセンターを知ってもらうとともに、災害時を想定した訓練や人材育成について市民とともに学びあうために常設型災害ボランティアセンターの活動を推進します。

2-4-1 災害ボランティアセンターの充実

- ・大規模な災害が起こった場合、被災地における被災者主体のスムーズな復興を図るため、日頃の地域福祉活動を活かせるよう、災害ボランティアセンターの活動を支援します。
- ・地域ボランティア養成講座などを活用し、災害ボランティアを養成し、災害ボランティア市民登録制度を整備します。
- ・平時から民生委員・児童委員や地区社協などの福祉関連機関・団体や地域の方々に災害

ボランティアセンターの活動内容を周知します。

- ・災害ボランティアセンターの災害救援活動が効率的、効果的に行われるよう被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握するなど相互に協力できる体制を整えます。

2-4-2 災害時の支援台帳の整備と活用

- ・災害時の支援台帳の整備を進めるために、住民の方に重要性を啓発し、本人の同意と地域の理解を得ながら情報収集に取り組みます。
- ・災害時の支援台帳の活用方法について検討し、災害時に効果的に活用できる仕組みを整備します。
- ・個人情報保護を原則としつつ、緊急時に情報が有効に利用できる仕組みや体制づくりを検討します。

2-4-3 福祉避難所の充実

- ・大規模な災害により避難が必要となった配慮を要する高齢者、障がい者などが相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した「福祉避難所」の充実に取り組みます。
- ・大規模災害時の避難所での配慮を要する高齢者、障がい者などの理解のため、高齢者、障がいがある方が参加する防災訓練を各地域にある福祉避難所を中心に実施します。

3. 利用者のための福祉サービス提供体制の整備

市内には高齢者や障がい者、子育て世帯など支援が必要なさまざまな人が暮らしています。支援が必要な人に必要なサービスや支援が届くように、包括的な相談支援体制をめざす窓口・関係機関等での連携が重要となります。

「地域共生社会」の実現を目指し、地域課題が多様化・複雑化し、制度の挟間で埋もれている課題を解決するため、行政と美作市社会福祉協議会と協働で体制を整備してきました。令和3年度から全世代包括的相談窓口の運営を美作市社会福祉協議会に委託し「美作市総合相談支援センター」を美作保健センター内に、「社協地域ステーション」を合併前旧町村の支所単位で設置し、世代や分野を問わない相談を受けています。

今後は「総合相談支援センター」等の相談機関と地域の関係機関等が連携し、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制を構築し、福祉サービスも含めた様々なサービスが日常生活圏域で適切に提供される地域の仕組み「地域包括ケアシステム」に取り組んでいきます。

また、福祉関連事業への参入支援、福祉事業者の振興等を図ることによって、公的制度では補うことのできない福祉課題を解決することが期待されます。IT 技術等の進歩が目覚ましい昨今、生活の質の改善や、自立を助ける機器の導入等、幅広く福祉事業の振興を推進し、多様な福祉サービスが適切に提供される社会づくりを目指すため、次の2つの項目を推進します。

3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の生活を地域で支えるためには、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要です。このため、国は、地域における高齢期がピークを迎える令和7年（2025）年度に地域包括ケアシステムを実現することを目指して、第7期以降各計画期間を通じて段階的に充実していくこととしています。

本市においても、第9期計画では、地域包括ケアシステムの中核をなす地域包括支援センターの機能や体制の強化をより図り、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスが切れ目なく提供されるとともに、関連施設・事業所・団体等が連携できる仕組みを構築し、地域の資源が活用できるよう働きかけていきます。このような医療、介護、介護予防、生活支援、住まい、そして社会参加の支援が必要な人は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身者、障がい者、ひとり親や、これらの要素が複合したケースも含め、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向です。この地域共生社会の基盤としての地域包括ケアシステムの深化を指向し、地域の実情に応じて構築、維持しつづけていきます。また、令和22（2040）年を見据えた、増大する生活支援ニーズや多様化する住まい、人口構造や地域社会の変化に対応できるよう、住民が「参加」、「協働」できる地域包括ケアシステムの深

化・推進に取り組んでいきます。

美作市の地域包括ケアシステムでは、軸となる「市民の支援ニーズ」について地域ケア会議を活用して把握しています。地区ケア会議、地域ケア会議（注 21）、市包括ケア会議があり、それぞれが連携・連動して話し合いができるよう、会議参加者や回数の見直しを行い、より市民が主体的に個別課題や地域課題について話し合いができるよう体制整備をしています。このことにより、地域課題の共有や抽出が行いやすく、また新たな資源やサービス等を開発し、安心して暮らせるまちづくりを実現していきます。

こうした取組により、把握した課題が深刻化する前に適切なサービスにつなげ、地域全体で見守り、関係機関・団体が連携して支援することができる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

（注 21）地域ケア会議・・・地域包括支援センター等が主催し、子どもから高齢者までの全世代に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

3-1-1 地域ケア会議の充実・推進

- ・医療、介護、福祉の専門職による切れ目のない支援と住民主体の様々な担い手との連携により、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・多職種の専門職を活用した地域ケア会議等により、自立支援を目指した個別課題の解決等に取り組めます。
- ・総合相談支援センター、地域包括支援センター（注 22）、障害者地域活動支援センター（注 23）等の機関やケアマネジャー（注 24）、相談支援専門員（注 25）等の専門職が連携し、相談対応や具体的なケアマネジメントに取り組めます。
- ・複層的な課題を抱えるケースは、総合相談支援センターが多機関連携の司令塔となり、重層的支援体制整備事業（注 26）の多機関協働事業を活用して、重層的支援会議（注 27）もしくは支援会議（注 28）を開催し支援機関の役割分担、方向性の整理、調整機能を図ります。

（注 22）地域包括支援センター・・・高齢者の地域ケアの中核拠点として市が設ける機関。センターには社会福祉士、保健師、主任ケアマネの 3 職種が配置される。家族や高齢者からの虐待などの相談に応じるとともに、介護予防の利用計画を作成する。さらにケアマネジャーの支援にあたる。美作市総合相談支援センター内に設置。

（注 23）障害者地域活動支援センター・・・障がいのある方やその家族などからの相談に応じて、情報提供や訪問活動など生活支援を行う。また、昼間の時間を自由に過ごしてもらうとして活動の場を設けている。作東長寿センター内に設置。愛称は「なごみ」。

（注 24）ケアマネジャー・・・介護支援専門員。介護保険法で定められた専門的な資格の一つ。介護が必要な人の心身の状況や希望に応じて、適切な介護サービスを利用できるように

「ケアプラン」を作成。介護施設や訪問サービスの事業者との連絡・調整も担う。

(注 25) 相談支援専門員・・・障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など全般的な相談支援を行う。

(注 26) 重層的支援体制整備事業・・・地域共生社会実現のため、福祉４分野（高齢・障害・子ども・生活困窮）の既存の相談支援や地域づくりの仕組みを活かしながら、市民の複合化したニーズに対応する分野の枠を超えた包括的な支援体制を構築する事業。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する必要がある。

(注 27) 重層的支援会議・・・被支援者の本人同意を得て支援内容を決定する会議。本人同意を得ているため情報共有にあたり個人情報の共有が可能。

(注 28) 支援会議・・・社会福祉法第 106 条の 6 に会議における守秘義務が規定されており、会議で知り得た情報に関しては参加者以外に共有することが制限されるため、個人情報の共有が可能。

3－１－２ 福祉課題や福祉ニーズの把握

- ・専門職や地域の関係者が集まる地区ケア会議、地域ケア会議などを通じて福祉課題に関する情報の把握に努めます。
- ・地域住民の福祉課題や地域福祉への満足度を計るためのアンケート調査を定期的実施します。
- ・相談窓口や意見箱の設置、意見交換会の実施等を通して、サービス利用者の意見を把握することに努めます。
- ・必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、地域の関係者と連携し潜在的なニーズを抱えている者やその世帯を早期に発見します。

3－１－３ 福祉ニーズとサービスのマッチング

- ・関係機関が連携し、多様な福祉サービスに迅速・的確に対応できる体制づくりを推進します。
- ・地域において福祉課題とサービスをつなぐ役割を担う民生委員・児童委員等と連携してサービスの周知に努めます。
- ・社会情勢を常に注視し、必要となる福祉サービスの創出や既存サービスの改善に努めます。
- ・既存の取り組みでは対応できない本人や世帯の狭間のニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業における参加支援事業を活用し、本人のニーズと地域資源との間を取り持ちます。

3-1-4 福祉関連機関・団体以外との連携促進

- ・福祉関連機関・団体以外の様々な分野と連携して、様々な問題を抱える者の就労や活躍の場の確保について検討します。
- ・地域の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるよう、企業や商店等の地域活動への参加を促進します。
- ・支援を必要としている子どもたちが、地域の企業や商店等で職場体験を行う等、地域の中で支援を行える仕組みづくりを検討します。
- ・地域福祉にかかわる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、司法、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、保健福祉部が中心となり、これら庁内関係各部門との横断的な連携体制を整備します。

3-2 社会福祉事業の推進

美作市では、多くの社会福祉法人等が高齢者福祉施設や障がい者福祉施設、児童福祉施設を運営するなど、独自で多様なサービスを提供しています。こうした事業者等のサービスと公的サービスがつながり合うことで、それぞれの福祉課題に合わせたサービスの提供を可能としています。

近年の日本の福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、分野ごとの専門的支援体制の構築を進めてきたことにより、現在の複雑化・複合化した生活課題への対応が難しくなっています。このため、これからは属性や世代を超えた包括的支援の仕組みが必要となってきました。

地域福祉活動のさらなる推進のためには、こうした福祉事業者の幅広く多様な取り組みの振興と分野間のより強固な連携が求められることから、福祉課題を抱える人たちに必要なサービスについての情報発信や、社会福祉事業への新規参入者への支援、事業者間の分野や属性を超えた連携促進等が重要となります。

また、地域住民がこうしたサービスを安心して利用することができるよう、第三者による評価等によって、提供するサービスの継続的改善に努め、サービスの内容、質等を向上していくことが求められます。

3-2-1 福祉事業者等の振興・参入の推進

- ・住民が必要な福祉等のサービスについて、SNS 等を活用し積極的に情報発信し利用を促進します。
- ・市民の安心・安全を守り、福祉課題の解決に資するサービス利用を支援します。
- ・美作市にないサービスに対して、補助制度の創設などを通じて、事業者の新規参入を支援します。
- ・社会貢献事業に取り組む事業者が評価される仕組みづくりを検討します。

3-2-2 福祉サービスの質の向上

- ・分野を超えた連携の意識や専門的知識・援助技術の能力向上を図ります。
- ・社会情勢の変化等を的確に捉え、提供しているサービスの継続的改善及び新たなサービスの創出に取り組みます。
- ・意見箱の設置などサービス利用者の意見を取り入れる機会を設け、サービスの改善に努めます。

3-2-3 福祉サービス評価と内容の公開

- ・福祉サービス事業者が、岡山県福祉サービス第三者評価（注29）を受審してサービスの質の向上につなげるとともに、利用者の適切なサービス選択に資する情報として結果を公表することに努めます。
- ・提供する福祉サービスや社会貢献の取り組み、事業概要等について、ホームページや広報紙等を通じて積極的に公開します。

（注29）福祉サービス第三者評価・・・社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から行った評価。

3-2-4 社会福祉法人等による地域貢献の推進

- ・社会福祉法人等の地域公益事業（注30）等について、地域の福祉ニーズを反映できるよう、美作市内の社会福祉法人等連絡協議会の事業実施を支援します。
- ・社会福祉法人等に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを行います。
- ・社会福祉法人等のそれぞれの強みを活かし、協働して制度の間の問題など地域の課題に取り組むよう働きかけを行います。

（注30）地域公益事業・・・社会福祉法人が、公益事業によって、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを提供すること。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。

4. 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが福祉課題を抱える可能性があり、その内容も多種多様かつ複層的にわたる中、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けるためには、いざ課題を抱えたときに、適切な福祉サービスを選択、利用できることが重要となります。

そのためには、複雑な福祉課題に包括的に対応でき、かつ分野や属性を問わない相談窓口があることや、必要な各種情報が常に提供され気軽に入手できることなどが、課題を抱えている人たちの安心につながります。

また、誰もが自分らしく自立した生活ができるよう、就労支援等を通じた自立の援助に努めるとともに、権利擁護やバリアフリーの取り組み等により、福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

すべての市民が、いつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動ができるような、夢と希望を持てる「美作」を目指すため、次の3つの項目を推進します。

4-1 包括的な相談支援体制の確立

誰もが、自身の状況に応じた適切な福祉サービスを受けることができる環境が整っていることで、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを営んでいくことにつながります。

そのためには、福祉課題に直面した際に気軽に相談でき、かつ分野や属性を問わない窓口等が設置されていることが求められます。また、多様化、複雑化・複合化する福祉課題に対応するためには、一つの機関や窓口で対応するのではなく、多機関が相互に連携しながら総合的に対応できる体制を整備し、一つひとつの課題に丁寧に対応していくことが求められます。

美作市では、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業を活用し、美作市保健福祉部内に総合相談支援センターと、旧町村単位に設置された社協地域ステーションに相談員を配置し、分野や属性を問わない相談に応じ、多機関が連携する必要がある場合は、重層的支援会議もしくは支援会議を開催し支援機関の役割分担、方向性の整理、調整機能を図り、包括的な支援を行います。

また、こうした相談窓口での一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで丁寧な対応が、相談窓口の利用促進、周知はもとより、市民の安心・安全な暮らしにつながることから、担当職員等の能力向上が重要となります。

4-1-1 断らない相談支援体制の充実

- ・住民にとって気軽に相談できる総合相談の役割を担えるよう、一カ所で一度に（ワンストップ）相談ができる「社協地域ステーション」に、コミュニティソーシャルワーカー（注31）を配置し、分野や属性の問題に対応する断らない相談支援体制の充実を図ります。
- ・必要な支援が届いていない、支援を要する人の自宅等に出向き（アウトリーチ）、相談や

サービス情報の提供を行い、継続的な支援を行うことにより、サービス利用につなげる支援活動を推進します。

(注 31) コミュニティソーシャルワーカー・・・援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要支援者の課題を解決するための支援を行う。また、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりや、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などに働きかけを行う者。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あがけに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

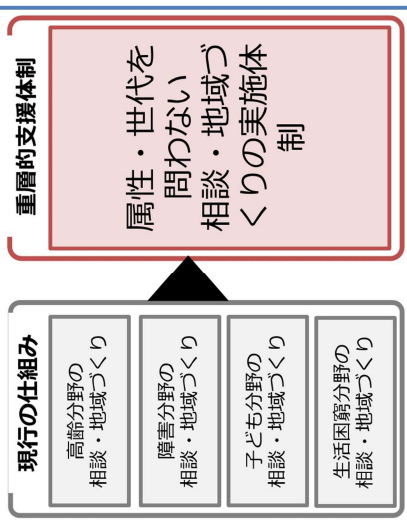
新たな事業の全体像



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 （ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 （イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気付きが生まれ、災害時の円滑な対応にもつながる

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高年齢・障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



相談支援へ早期につながる

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等）を通じて継続的支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づき申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援

- ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかるとして実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じて継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

新たな事業（I、II、IIIの支援を一体的に実施）

3つの支援を一体的に取り組む理由

市町村が新たな事業について「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施することで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

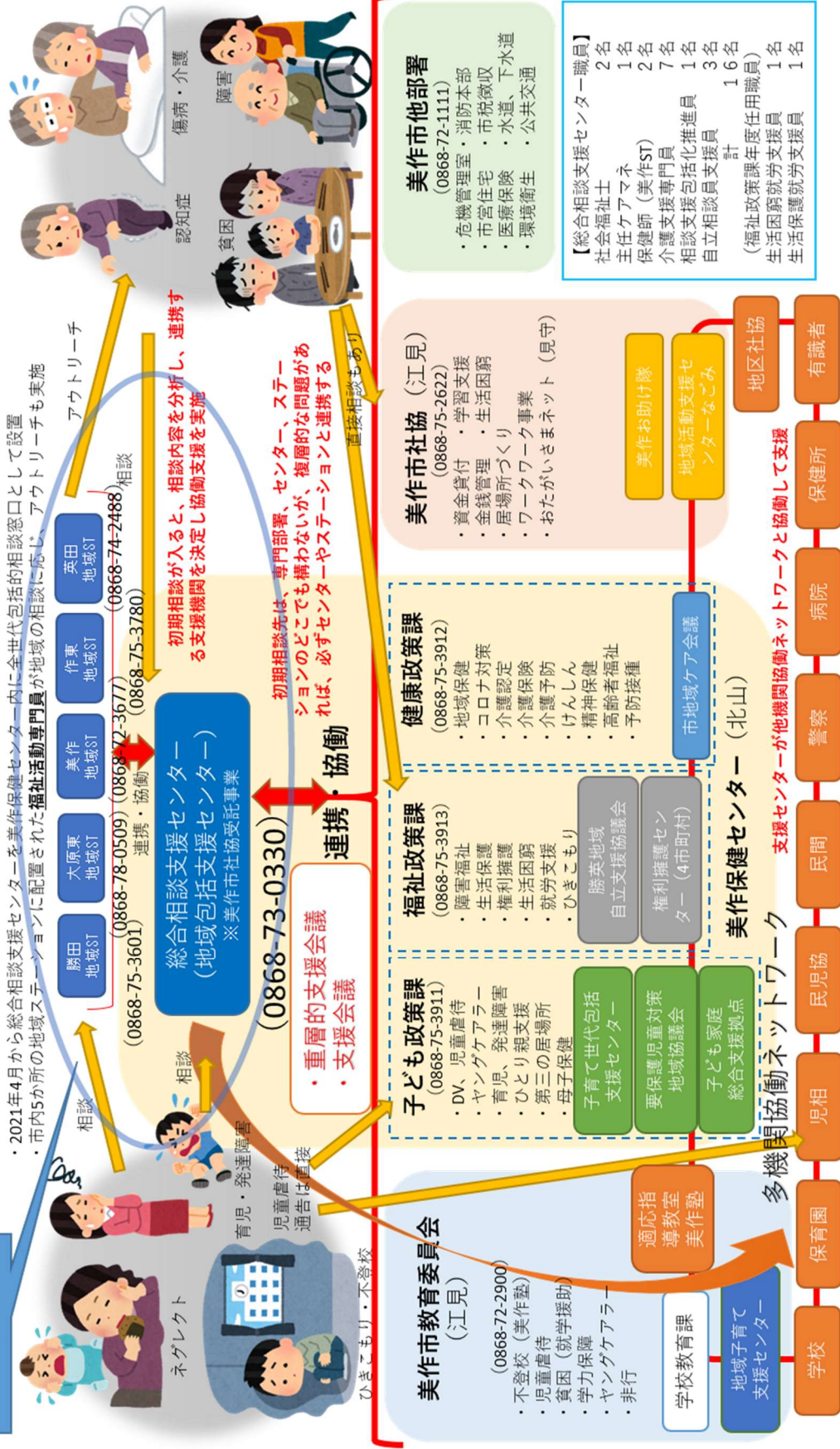
(期待される効果)

- 1 狭間のニーズに対応した、就労や一時的な住まいの提供など「参加支援」の推進を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進むことで、「相談支援」もより効果的に機能すること
- 2 「地域づくりに向けた支援」を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、個人や世帯が抱える課題に対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声をすることなどを通じ、「相談支援」へ早期に繋がること
- 3 「地域づくりに向けた支援」を通じて、新たな社会資源が開拓・開発されることにより、「参加支援」において、それらの社会資源に働きかけ、相談者のニーズや課題に応じたメニューが整備しやすくなること

→ 3つの支援を一体的に実施し、セーフティネットの強化を図ることは、平時だけでなく、災害発生時の支援体制の充実に繋がる。

重層的支援体制整備事業における相談窓口（岡山県美作市）

2023/4/1



【相談支援】 支援センターは、全世代対象に複層的な問題をアセスメントする初期窓口としての機能を有するとともに、地域ステーションと連携しアウトリーチ機能も担う
【参加支援】 支援センターは、制度のほども埋もれている市民に対し、様々な社会資源につなぎ、多機関と協働し問題解決に取り組む
【地域づくり】 支援センターは、社会福祉協議会や行政・民間が行うサービスを活用し、住民同士や支援者同士が交流できる場を提供するとともに地域力の強化を図る

4－1－2 多分野の相談支援窓口の連携・充実

- ・複合的な課題を抱えた対象者には、関係機関が緊密に連携し、相談を包括的に受け止めて適切なサービスの提供につながるよう連携を強化します。
- ・福祉ニーズを適切に把握することにより多分野と連携し、適切な対応ができる相談窓口の充実を図ります。
- ・総合相談支援センター、社協地域ステーション、地域包括支援センター、障害者地域活動支援センター、発達支援センター（注 32）、子育て支援センターなど、相談者の最初の窓口となる機関の機能強化を図ります。
- ・相談に必要な技術や知識を習得し、分野を超えた相談内容に応じた必要な支援ができるよう、担当職員の能力向上を図ります。
- ・国籍や障がいの状態等にかかわらない相談対応を行うため、外国語、手話通訳者など必要な専門人材の配置に努めます。

（注 32）発達支援センター・・・幼児から中学生（必要に応じて高校生にも対応）、その家族や関わっている周囲の方が、子どもの個性を知り、自信を持って子育てしていけるように応援する機関。医療機関や療育機関、保育園やこども園と連携・協力し、「相談支援」「発達支援」「地域支援」「継続支援」を行い、子どもや保護者をサポートする。美作市子ども政策課内に設置。

4－1－3 身近な相談支援体制の整備

- ・地域内でも様々な機関・団体が連携できるよう、社協地域ステーション、地区社協を核にネットワークづくりを推進します。
- ・サロン活動等の継続を通して、ちょっとした困りごとなどを把握できる機会の創出に努めます。
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員、地域住民が主体となる各種団体や各種専門職が相談の受け手としての質の向上に努めます。
- ・日常の福祉活動などを通じて、課題の把握に努めます。

4－2 地域生活の支援

認知症や障がい、家庭の状況等にかかわらず、子どもから高齢者まで誰もが自分らしく生き生きと暮らしていくためには、様々な福祉課題を抱える中でも、周囲の協力や関係機関の支援を受けて、住み慣れた自宅やまちの中で自立して生活できることが重要となります。また、コミュニティセンターなど、より身近な地域等の構成単位において、スポーツや文化活動、消費活動、世代間交流や外国人市民との文化交流などの気軽に社会参加できる条件が整備されていることで、心身の健康や地域とのつながりを維持していくことが期待されます。

そして、意欲と能力に応じて誰もが働いて収入を得ることができるよう、就業に関する情報が広く周知され、多くの事業者において、高齢者や障がい者等を雇用できる体制が整

っていることで、自立した生活の基盤を安定させることが可能になります。また、必ずしも就労による自立がすべてではなく、図らずも生活が困窮した、またはする恐れがある場合については、生活困窮者自立支援制度（注33）や生活保護等の活用により、自立した地域生活の再建を促します。

（注33）生活困窮者自立支援制度・・・官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するもの。

4－2－1 自立の支援

- ・地区社協活動の活発化など近隣地域での共助機能を高め、困った時に助け合える地域づくりに努めます。
- ・地域移行・地域定着支援サービス（注34）と連携し、施設や病院から自宅等地域への移行と生活の自立を支援します。
- ・保証人がいないなどの理由で入居や入院など必要な対応ができない事態とならないよう支援します。
- ・再犯の防止等に関する法律を踏まえ、罪を犯した人等の再犯防止のため、社会復帰後、地域社会で孤立させないように住居の確保、保健医療・福祉等必要なサービスが受けられるよう多角的な支援をしていきます。

（注34）地域移行・地域定着支援サービス・・・入所施設や精神科病院に入院している障がい者が、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービス（地域移行）
居宅において単身等の状況において生活する障がい者等に、連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急の事態等において相談その他の便宜を供与するサービス（地域定着）

4－2－2 社会参加・就労支援

- ・サロン活動、乳幼児クラブ活動支援などの居場所づくりを継続的に実施し、社会参加の機会創出に努めます。
- ・サロン活動、乳幼児クラブ活動支援などに参加されたあらゆる世代の方が、ボランティア活動等、社会参加ができる仕掛けを行います。
- ・世代間交流事業の継続的な実施により、あらゆる世代が地域の中でふれあえる機会を創出します。
- ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室（注35）や介護保険施設の充実等を推進し、仕事と子育て、介護等が両立できる環境整備に努めます。
- ・ハローワークと連携し、福祉課題を抱えても自らの能力を生かした就労ができるよう、必要な情報提供等支援を行います。

- ・職業体験の実施等を通してその職種への適性を見極め、雇用者と被雇用者双方が納得できる就業機会の創出に努めます。
- ・シルバー人材センター（注36）と連携し、高齢者の就業機会を確保するとともに、その知識、技術の活用を推進します。
- ・障害者雇用促進法（注37）に基づき、事業者の障がい者雇用拡大を図るとともに、障がいに応じた留意点等を情報提供するなど、早期離職の防止等に努めます。
- ・労働力不足の農業分野において、就農を促進することで、地域の特性を活かした就労機会と訓練の場の拡大を図ります。
- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、認知症に関する基本的な知識の普及・啓発を図る取り組みを行います。また、早期発見・早期対応及び生活支援の体制整備等、総合的な支援を行う取り組みを推進します。
- ・認知症の方の社会参加・就労について、その方の能力を活かした就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関して検討を行います。
- ・障がい者、子ども、高齢者等が、役割を持って社会参加できるような取り組みを進めます。

（注35）放課後子ども教室・・・放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるために、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

（注36）シルバー人材センター・・・労働意欲を持つ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。

（注37）障害者雇用促進法・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略。障がい者の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障がい者を雇用することなどを義務付けている。

4-2-3 生活困窮者の自立支援

- ・美作市、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係者が本人の了解を得たうえで生活困窮者に関する情報を共有し、連携して生活改善を支援します。
- ・生活福祉資金（注38）の貸付や住居確保給付金（注39）の支給等を通して、生活の再建を支援します。
- ・医療費助成や経済的支援等を通じて、生活困窮世帯の子育てや生活の支援の充実を図ります。
- ・社会的に孤立し、ひきこもっている住民の把握に努め、福祉制度につなげる支援体制を構築します。
- ・ひきこもり状態にある人の、日常生活の自立を支援し、社会参加に結びつける社会の仕組みを検討します。

（注38）生活福祉資金・・・低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。実施主体は、都道府県社会福祉協議会。市町村社会福祉協議会が窓口。

(注 39) 住居確保給付金・・・経済的な理由などから家賃を滞納してしまい住宅を失ってしまった、あるいは家賃の支払いが困難となり、住居を喪失する恐れがある場合に家賃相当額を支給し、生活の立て直しの支援を目的とした制度。

4－2－4 移動の利便性の向上

- ・高齢者や障がい者の外出を支援するため、移送サービス (注 40) やタクシー助成制度に継続して取り組みます。
- ・福祉有償運送 (注 41) について対象者に利用要件等の周知を進めるとともに、ボランティアによる移送や商業者による宅配、乗り合い輸送等、様々な主体による活動や事業を支援します。
- ・公共交通の空白・不便な地域での住民参加型の移動支援の仕組みづくりを図ります。

(注 40) 移送サービス・・・普通のバスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス。「移動サービス」、「送迎サービス」などと呼ばれることもある。利用者の自宅と目的地の間の送迎を車で行い、運転だけでなく、乗り降りの介助などを組み合わせてサービスが提供される。

(注 41) 福祉有償運送・・・障がいなどの理由でバスや電車の利用が困難な方に対して、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などの趣味的な外出の手助けとして、福祉車両等を利用して有償で行われる福祉移送サービス。営利目的ではないため、運送ができるのはNPO法人や社会福祉法人などの非営利法人に限られる。

4－3 市民の権利の実現

国においては、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられました。福祉課題を抱えている人たちが日常生活上や福祉サービスを利用する上では、施設整備やまちづくりにおけるハード面、市民意識などのソフト面の両方からの合理的配慮の提供により利用者が安心して日常生活を送り、また福祉サービスを受けることができる体制が整備されていることが重要となります。

ハード面においては、誰もが自由に外出できるよう、建物や道路のバリアフリー化や公共交通網の充実が不可欠です。また、移動手段の自家用車への依存度が高い美作市においては、自ら運転ができない場合でも必要なサービスを受ける手続きをためらうことがないよう、移動支援の取り組みを充実させることも求められます。

ソフト面においては、人権意識の醸成、病気や障がい等がある方への理解促進等が求められます。また、日常生活自立支援事業 (注 42) 成年後見制度 (注 43) など公的制度的利用によって、判断能力や金銭管理等が困難になった方の支援を行うことで、安心して福祉サービスを利用することにつながるため、制度利用の積極的な周知を図ることが求められます。

(注 42) 日常生活自立支援事業・・・高齢、知的障がい、精神障がいにより日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方に福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、

年金証書など大切な書類の預かり等援助を行うもの。

(注 43) 成年後見制度・・・認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、主に法的面で支援する制度。

4-3-1 ユニバーサルデザイン^(注 44)のまちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインの施設整備を推進し、施設のバリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設整備を行います。
- ・日常生活の中で、基本的な人権が侵されないように、人権擁護委員^(注 45)による人権相談窓口を設け、定期的な相談機会の充実を図ります。
- ・研修や広報等により高齢者、病気や障がい、妊産婦等への理解を深め、公共施設や交通機関を利用しやすい社会づくりに努めます。
- ・あいサポート運動^(注 46)の推進等を通して、病気や障がいがある方への理解を促進します。

(注 44) ユニバーサルデザイン・・・バリアフリーは、地域社会によりもたらせるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方。

(注 45) 人権擁護委員・・・人権擁護委員法に基づき、国民の基本的人権の侵害を監視・救済し、人権思想の普及・高揚に努める委員。法務大臣の委嘱により全国の市町村に置かれる。

(注 46) あいサポート運動・・・様々な障がいの特性を理解して、障がいのある方が困っていることに対し、ちょっとした手助けや心配りなどを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指していく運動。

4-3-2 権利擁護体制の充実

- ・日常生活自立支援事業等を通じた財産管理や福祉サービス利用援助などにより、支援を必要とする人の地域での自立した生活を支援します。
- ・消費生活センター^(注 47)や警察等と連携し、特殊詐欺被害の防止に努めるとともに、サロン活動を通じた消費者を守る研修会の開催を支援します。
- ・子どもや障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等の防止のため、総合相談支援センター、要保護児童対策地域協議会や障がい者虐待防止センター^(注 48)等で相談に応じます。

(注 47) 消費生活センター・・・消費者安全法に基づき、地方自治体に設置が義務付けられている消費生活に関する相談窓口。商品やサービスなど、消費生活全般の問題や苦情、問い合わせなどを受け付けて攻勢に対処し、問題解決を支援する。

(注 48) 障がい者虐待防止センター・・・障がい者虐待に関する通報、および相談の窓口となる機関。美作市福祉政策課内に設置。

4－3－3 成年後見制度の利用促進

- ・美勝英権利擁護センター（注49）において、相談対応、申し込み手続きの助言、法人後見、家庭裁判所との連絡調整等に取り組みます。また、弁護士、司法書士、医師、行政、福祉施設等による地域連携ネットワークを強化し、権利擁護支援の必要な人の発見、支援に取り組みます。
- ・ホームページ等を通じて、法人後見、成年後見制度の必要性をわかりやすく周知し、フォーラム等を開催し制度の利用と理解を促進します。
- ・市民後見人（注50）の計画的な育成により第三者後見の新たな担い手の確保に努めるとともに、後見人支援の強化に努めます。
- ・生活保護者等への成年後見制度利用に要する費用支援を通じ、低所得者でも確実に制度を利用することができる環境づくりに努めます。

（注49）美勝英権利擁護センター・・・子どもから高齢者まで、権利擁護に関する相談を関係機関と連絡調整を行いながら解決に努める機関。虐待、DVに関する相談、通報、成年後見制度の利用支援を行う。美作市福祉政策課内に設置。

（注50）市民後見人・・・一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい者などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約など法律行為を行う。

4－4 心とからだの健康推進

市民みんながいいききと笑顔で過ごすためには、心とからだの両面が安定し、安心して過ごせることが大切だと考えます。そのためには、自助努力による心とからだの基盤づくりと、さらに個人を取り巻く環境づくり・地域のつながりによって、市民の健康づくりを実現することが重要であり、ライフステージ、ライフスタイルによって起こる様々な健康課題を、その時々で解決していくことが必要だと考えます。心とからだの健康を保つためには、適度な運動、バランスのとれた栄養・食生活に加え、休養が必要とされており、現代では、いかにストレスと上手につきあうかが、心とからだの健康に欠かせない要素となっています。

4－4－1 地域フレイル予防事業の実施

- ・地域住民が、社会や日常生活において住民同士で健康づくりに取り組めるよう、地域づくりの推進を図るとともに、介護予防と健康増進の観点から「地域フレイル予防」に取り組みます。
- ・地域住民が主体となり、地域の高齢者の「運動」「栄養（食、口腔機能）」「社会参加」に関してフレイル（虚弱）チェックを行うことで、高齢者自身が自分の健康状態を把握し、フレイル状態に気づき、改善へ向けた取組ができるようにすることで、健康寿命の延伸を目指します。

4－4－2 食育事業の推進

- ・健全な食生活を実践するために、食べ物や食事に関する知識を学び、地産地消や地域での食への興味関心を育むことで、子どもたちから高齢者までが一生を通じて健康的な食生活を送れるよう、食を通じた心の健全育成を図れるよう食育事業の推進を目指します。

4－4－3 自殺対策の推進

- ・自殺対策の充実を図るため、傾聴活動の質の向上を目指した人材の育成を目的に、傾聴ボランティア講座に加えて、ゲートキーパー^(注 51)養成を行います。
- ・保健や医療、福祉、介護、教育、労働、司法その他の関連施策と連携し、生きることの包括的な支援に取り組み「みまさか心とからだの健康推進計画」を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に努めます。

(注 51) ゲートキーパー・・・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る）を図ることができる人。
言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

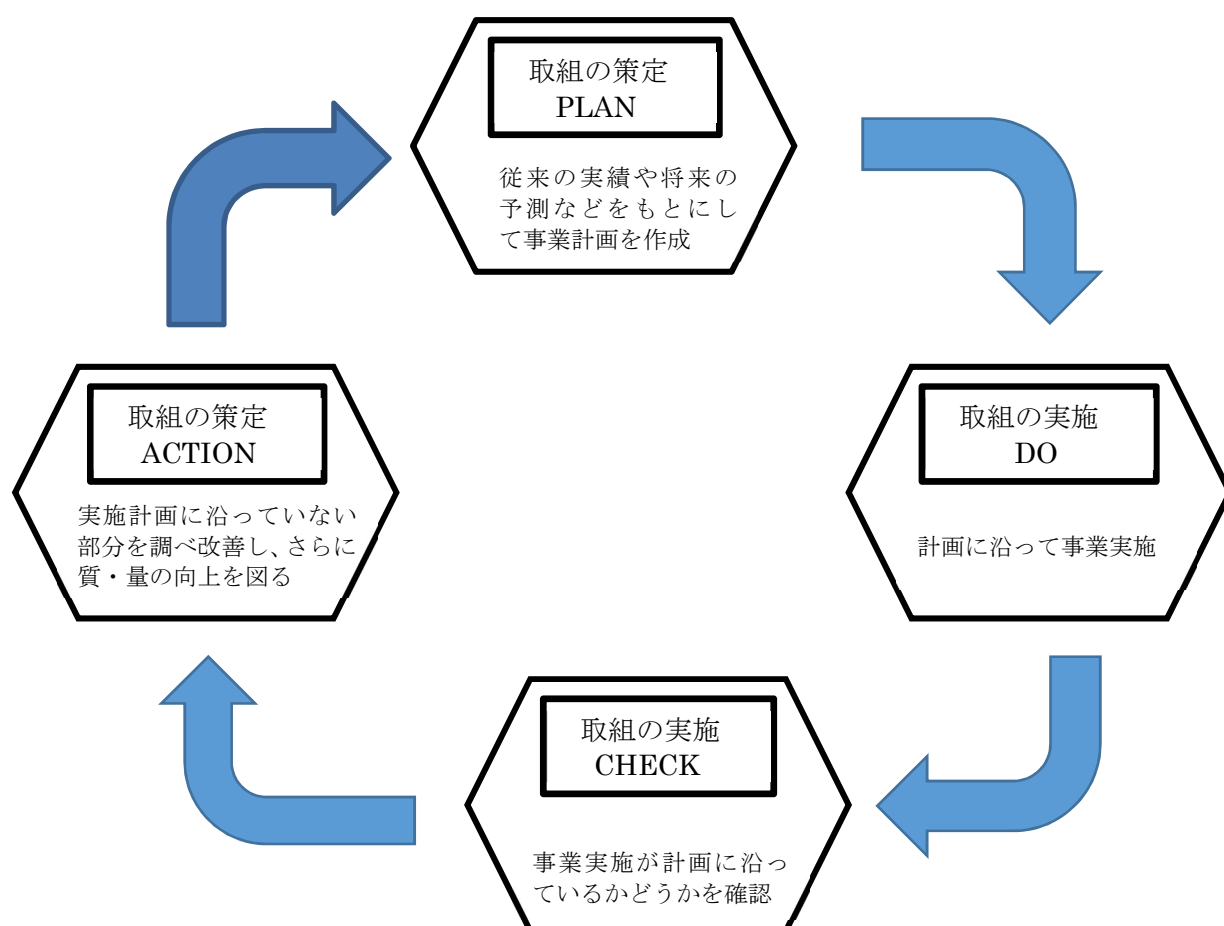
V. 計画の進捗管理

1 計画の推進

本計画をより実行性のあるものとするために、「IV. 計画の内容」に記載する事項については、庁内関係各部門及び美作市社会福祉協議会等と中間年（2026年度）に評価・検証を行います。

計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。このサイクルは、事業ごとにPLAN（取組の策定）→DO（取組の実施）→CHECK（取組の評価）→ACTION（取組の改善）と回り、再度、見直し後のPLANにもどり、改善点を把握し、新たなサイクルを回すことにより、取り組みの継続的な改善を繰り返していきます。

これにより、本計画を進行管理しながら施策全体の改善及び向上へとつなげていきます。



資料編

1 美作市地域福祉計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 8 月 1 4 日～ 令和 5 年 8 月 2 8 日	美作市地域福祉計画策定委員会委員の公募
令和 5 年 1 0 月 5 日	第 1 回美作市地域福祉計画策定委員会
令和 5 年 1 0 月 7 日～ 令和 5 年 1 2 月 1 9 日	社会福祉協議会地区ケア会議による聞き取り調査
令和 5 年 1 2 月 2 1 日	第 2 回美作市地域福祉計画策定委員会
令和 5 年 1 0 月 1 9 日～ 令和 6 年 1 月 1 6 日	団体ヒアリング実施
令和 6 年 1 月 2 5 日	第 3 回美作市地域福祉計画策定委員会
令和 6 年 2 月 8 日	第 4 回美作市地域福祉計画策定委員会
令和 6 年 2 月 2 2 日	第 5 回美作市地域福祉計画策定委員会
令和 6 年 2 月 2 8 日～ 令和 6 年 3 月 1 3 日	美作市地域福祉計画（第 3 期）（案） パブリック・コメント実施（意見募集）

2 美作市地域福祉計画策定委員会委員名簿

美作市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	役 職	氏 名	団 体 名
1	委員長	小坂田 稔	美作大学教授
2	副委員長	松本 基	美作市民生委員児童委員協議会会長
3	委員	田村 秀昭	美作市議会文教厚生常任委員会委員長
4	委員	井上 正子	美作市愛育委員会会長
5	委員	山下 幸子	美作市栄養委員会会長
6	委員	塩路 康信	美作市医師会会長
7	委員	内田 薫	美作市社会福祉協議会事務局次長
8	委員	岡田 真	美作市内の社会福祉法人等連絡協議会会長
9	委員	日笠 一成	美作市身体障害者福祉協会会長
10	委員	宿茂 悟	美作市老人クラブ連合会会長
11	委員	清水 裕子	家庭教育支援員
12	委員	森安 由美子	愛夢皆の会会長
13	委員	澤谷 洋子	公募委員
14	委員	坂元 秀明	美作市社会福祉協議会理事（勝田地域社協代表）
15	委員	春名 信義	美作市社会福祉協議会理事（大原地域社協代表）
16	委員	小松 美之	美作市社会福祉協議会理事（東栗倉地域社協代表）
17	委員	内海 八千代	美作市社会福祉協議会理事（美作地域社協代表）
18	委員	山本 勉	美作市社会福祉協議会理事（作東地域社協代表）
19	委員	森 博明	美作市社会福祉協議会理事（英田地域社協代表）

（敬称略、順不同）

3 美作市地域福祉計画策定委員会規則

平成 30 年 6 月 15 日

規則第 25 号

改正 令和 3 年 3 月 17 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美作市附属機関設置条例（平成 22 年美作市条例第 6 号）第 4 条の規定により、美作市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 地域福祉計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。）の策定に関する事項の調査及び検討

(2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 24 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 福祉・保健・医療関係者

(4) 障がい者・高齢者・次世代育成団体等の関係者

(5) 委員公募に応募した美作市に住所を有する者

(6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該地域福祉計画策定等の事業が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させるため、委員会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、市長が招集する。

附 則 (令和3年3月17日規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。